

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。
※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。
- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願ひいたします。
- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株式株価連動 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式株価連動 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- **本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の最終償還判定日の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**
- **本債券の取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。**

手数料など諸費用について

本債券を売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

金利、金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります。

(価格変動リスク)

- 本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の最終償還判定日の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。また、対象株式の発行会社について、破産手続きが開始された場合には、本債券が無価値となる場合があります。
- 本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

【本債券の償還前の価格に影響する要因】

本債券の償還前の価格は、様々な要因に影響されます。また、これらの要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性があります。

《対象株式の株価》

対象株式の株価の下落：本債券の価格は下落
対象株式の株価の上昇：本債券の価格は上昇

《対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）》

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の上昇：本債券の価格は下落
対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の低下：本債券の価格は上昇

《金利》

円金利の上昇：本債券の価格は下落
円金利の低下：本債券の価格は上昇

《配当利回りと株式保有コスト》

配当利回りの上昇、株式保有コストの下落：本債券の価格は下落
配当利回りの下落、株式保有コストの上昇：本債券の価格は上昇

《本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付》

本債券の価格は、発行体等または対象株式の発行会社の信用力の一般的な評価により影響を受けると予想されます。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受けます。発行体等または対象株式の発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価格は下落する可能性があります。

《早期償還判定》

本債券の価格は、早期償還判定日の前後で変動する場合が多いと考えられ、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は、本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合には、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

その他のリスク

(流動性リスク)

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(その他のご留意いただきたい事項)

- 本債券は、主に対象株式にかかるオプションを内包している商品であり、将来の対象株式の株価の水準によっては、満期償還額が対象株式の株価に連動します。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券の保有期間中に、対象株式の配当金等を得ることもできません。

■本債券にかかる発行条件（行使価格、早期償還判定水準、ノックイン判定水準）は、本債券の受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

本債券のお取引に金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の売出しの取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上でお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金 48,323,132,501 円(2019 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業 金融商品取引業
設 立 年 月 1944 年 3 月
連 絡 先 「インターネットコース」でお取引されているお客さま : SBI 証券 カスタマーサービスセンター
電話番号 : 0120-104-214 (携帯電話・PHS からは、0570-550-104 (有料))
受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客さま : SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター
電話番号 : 0120-142-892
受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

IFA コース、IFA コース (プラン A) のお客さま : IFA サポート
電話番号 : 0120-581-861
受付時間 : 平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所 : 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先 : 「インターネットコース」でお取引されているお客さま : SBI 証券 カスタマーサービスセンター
電話番号 : 0120-104-214 (携帯電話・PHS からは、0570-550-104 (有料))

受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客さま : SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター
電話番号 : 0120-142-892

受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

IFA コース、IFA コース (プラン A) のお客さま : IFA サポート
電話番号 : 0120-581-861

受付時間 : 平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

2020年8月

発行登録追補目論見書
〔「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。〕



ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNPパリバ銀行)

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年3月16日満期
早期償還条項付／他社株式株価連動 円建社債
(日本電産株式会社)

- 売 出 人 -

株式会社 SBI 証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年3月16日満期 早期償還条項付／他社株式株価連動 円建社債（日本電産株式会社）（以下「本社債」といいます。）の満期償還金額および償還時期は、本社債の要項に従い、参照株式の相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」をご参照下さい。投資家の皆様におかれましては、株式相場の変動によって本社債の償還金額に差異が生じることを理解され、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行われるべきです（リスク要因については「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」をご参照下さい。）。なお、参照株式の発行会社につきましては、「第四部 保証会社等の情報」をご参照下さい。

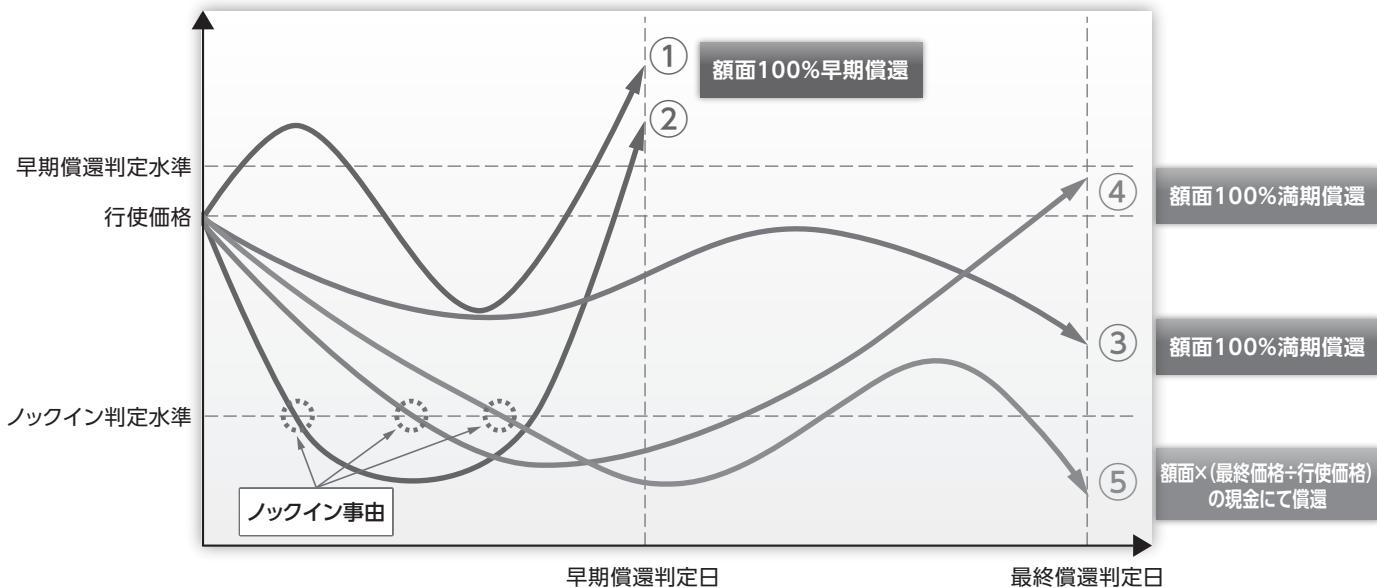
(注) 発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したもので、あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 \geq 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、額面金額 \times (最終価格 \div 行使価格)の現金にて満期償還となります。

*詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2. 償還および買入れ」をご確認ください。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」といいます。)のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. ヒストリカルデータ

2000年1月(又は対象株式等の取引所上場日等)以降の各日を起算日とした約半年の期間での、最大の下落率及び最大の上昇幅は以下のとおりです。

	起算日	起算日より約半年後	期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
			下落率	上昇幅
対象株式の株価	1,950.00円 2008/6/20	835.00円 2008/12/19	▲57.18%	
対象株式の株価の変動率	42.80% 2008/10/1	64.24% 2009/3/31		21.44%
円金利	0.69% 2007/2/23	1.14% 2007/8/22		0.45%

出所:BloombergのデータよりSBI証券作成(2020年8月19日現在)

- 対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ):対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。
- 円金利:期間6ヶ月の円金利(6ヶ月LIBOR)を記載しております。
- 対象株式の株価は下落率を、対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)及び円金利は上昇幅を記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、満期償還金額は対象株式の株価に連動するため、対象株式の株価水準によっては損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1. で示したヒストリカルデータにおける対象株式の株価の下落率は▲57.18%でした。最終償還判定日における、対象株式の株価の下落率を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、最終償還判定日に対象株式の株価が▲57.18%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

対象株式の株価の行使価格からの下落率	想定損失額(円)	償還金額(円)
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲57.18%	▲285,900	214,100
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

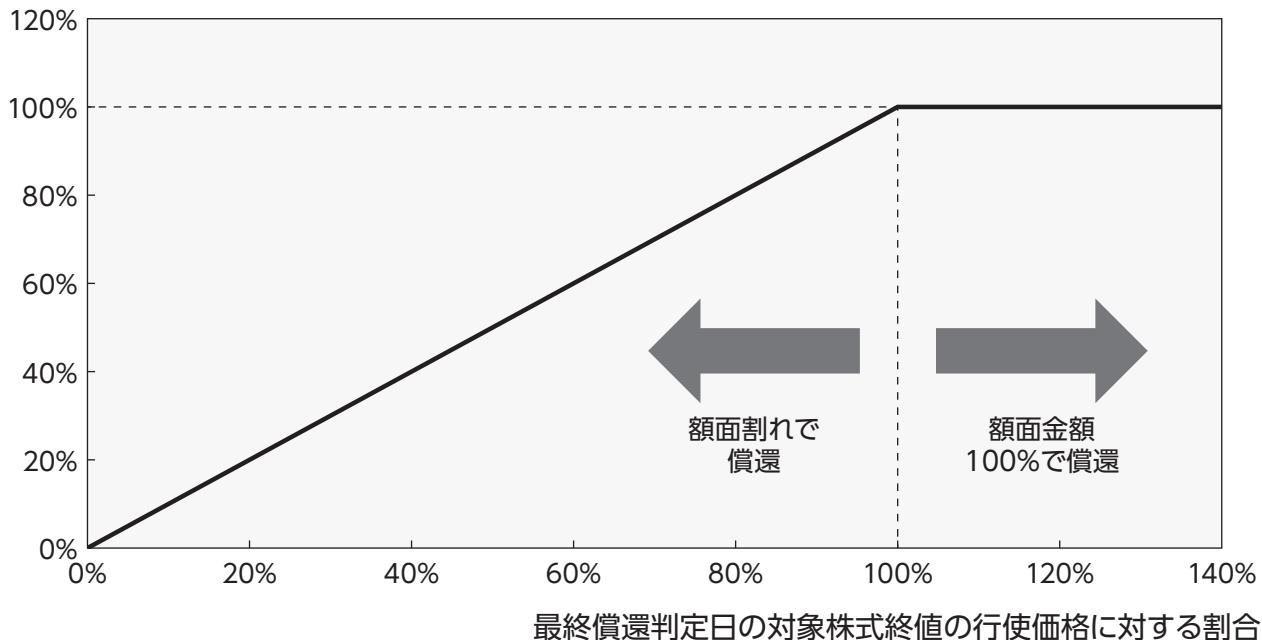
※上記の想定損失額及び償還金額は、額面500,000円当たりの金額を記載しております。

また、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮しておりません。

3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン判定水準以下となった場合、満期償還金額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還金額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還金額の額面金額に対する割合



4. 流動性リスクについて

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1.に記載のヒストリカルデータを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものでです。ただし、発行体等の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却額とは異なります。

また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があり、下表の想定損失額(試算額)を上回る可能性があります。

金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却額	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象株式の株価	下落	▲57.18%	230,050円	▲53.99%	▲269,950円
対象株式の株価の変動率	上昇	+21.44%			
円金利	上昇	+0.45%			

- 上記の想定売却額及び想定損失額(試算額)は、額面500,000円当たりの金額を記載しております。
- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2020年8月20日(試算日)の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失額(試算額)であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象株式の株価推移

期間:1998/9/18～2020/8/14(週足)



出所:BloombergのデータよりSBI証券作成

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2-外 2-21
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2020 年 8 月 26 日
【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)
【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マッシュニル
(Lars Machenil)
投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
クリステル・ルノー
(Chrystelle Renaud)
【本店の所在の場所】 フランス国パリ市9区イタリア通り16番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】 03-6775-1039
【事務連絡者氏名】 弁護士 船越 輝
【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】 03-6775-1116
【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債
【今回の売出金額】 3 億円
【発行登録書の内容】

提出日	2020 年 3 月 13 日
効力発生日	2020 年 3 月 22 日
有効期限	2022 年 3 月 21 日
発行登録番号	2-外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
2-外2-1	2020年4月2日	297,000,000円	該当事項なし	
2-外2-2	2020年4月2日	483,000,000円	該当事項なし	
2-外2-3	2020年4月16日	300,000,000円	該当事項なし	
2-外2-4	2020年4月16日	300,000,000円	該当事項なし	
2-外2-5	2020年4月16日	300,000,000円	該当事項なし	
2-外2-6	2020年4月20日	610,000,000円	該当事項なし	
2-外2-7	2020年4月21日	300,000,000円	該当事項なし	
2-外2-8	2020年5月20日	521,000,000円	該当事項なし	
2-外2-9	2020年5月25日	123,200,000円	該当事項なし	
2-外2-10	2020年5月25日	300,000,000円	該当事項なし	
2-外2-11	2020年5月29日	680,000,000円	該当事項なし	
2-外2-12	2020年6月9日	300,000,000円	該当事項なし	
2-外2-13	2020年6月12日	635,000,000円	該当事項なし	
2-外2-14	2020年8月14日	502,000,000円	該当事項なし	
2-外2-15	2020年8月14日	4,843,000,000円	該当事項なし	
2-外2-16	2020年8月14日	452,000,000円	該当事項なし	
2-外2-17	2020年8月18日	250,000,000円	該当事項なし	
2-外2-18	2020年8月18日	4,093,000,000円	該当事項なし	
2-外2-19	2020年8月18日	2,460,000,000円	該当事項なし	
2-外2-20	2020年8月21日	5,577,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		23,326,200,000円	減額総額	0円

【残額】
(発行予定額－実績合計額－減額総額) 476,673,800,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

該当事項なし。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
3【売出社債に関するその他の条件等】	3
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	31
第3【第三者割当の場合の特記事項】	32
第二部【公開買付けに関する情報】	32
第三部【参照情報】	33
第1【参照書類】	33
第2【参照書類の補完情報】	33
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	33
第四部【保証会社等の情報】	34
第1 保証会社情報	34
第2 保証会社以外の会社の情報	34
第3 指数等の情報	35
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	36
有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	37
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	73

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年3月16日満期 早期償還条項付／他社株式株価連動 円建社債 (日本電産株式会社) (以下「本社債」という。) (注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	3億円(注2)	売出価額の総額	3億円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	50万円
償還期限	2021年3月16日（ロンドン時間）(注3)		
利 率	額面金額に対して 年 5.10%		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号 (以下「売出人」という。)		
摘要	ビー・エヌ・ピー・パリバ(以下「発行会社」という。)により発行される非劣後 長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・ サービスより「Aa3」、S&P グローバル・レーティングより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に 関するその他の条件等」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注4に記載の代理人契約に基づき、2020年9月15日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、3億円である。

(注3) 本社債は、株価終値が一定の水準を満たした場合、早期償還される。すなわち、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 債還および買入れ、(a) 参照株式の株価の水準による期限前償還」に記載のとおり、早期償還判定日における株価終値が早期償還判定価格と同額かそれを上回った場合、額面金額で早期償還日に自動的に早期償還されることになる。

本社債が早期償還されない場合、本社債の償還は、計算代理人が、観測期間中、常に株価終値がノックイン価格を上回っていたと決定した場合は額面金額により、観測期間中のいずれかの日に株価終値がノックイン価格以下となつたと決定した場合は以下の計算式に従って計算代理人により決定される金額（ただし、0円以上50万円以下の金額とし、1円未満を四捨五入する。）により、それぞれなされる。

$$\text{最終価格} = \frac{\text{額面金額}}{\text{行使価格}}$$

なお、早期償還および期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 債還および買入れ」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」に定義されている。

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、参照株式の相場（かかる相場には上下動がある。）の変動によって左右される。申込人は、株式相場の変動によるリスクおよび株式相場の変動によって本社債の償還の時期および償還額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行うべきである。

なお、リスクの詳細については、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」を参照のこと。また、参照株式の発行会社については下記「第四部 保証会社等の情報」を参照のこと。

(注4) 本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、主支払代理人および名義書換代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または名義書換代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で2020年7月3日頃に締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、隨時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関および名義書換代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2020年7月3日頃に発行会社により発行された改訂書換約款（Deed of Covenant）を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・エスエー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

(注5) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターーズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）より「Aa3」、S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%	申込期間	2020年8月26日から 2020年9月15日まで
申込単位	50万円	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注1)	受渡期日	2020年9月16日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または 名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注1) 本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書

を提出する必要がある。売出入との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注2) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）または英国におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。そのため、EEA または英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則(EU) 1286/2014（以下「PRIIPs 規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって EEA または英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs 規則に基づき不適法となることがある。ここに「リテール投資家」とは、(i) 指令 2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(ii) 指令(EU) 2016/97にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(iii) 2017年6月14日付の規則(EU) 2017/1129において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。

3 【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、参照株式の相場の動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適當か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は本社債に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではないことに注意を要する。

価格変動リスク

ノックイン事由が生じた場合、本社債の（満期）償還価格は、一定の算式に従って決定される。参照株式の相場の変動によっては投資元本を大きく割り込むことがある。本社債の途中売却価格は、金利動向や参照株式の相場の動向、その他の市場環境などの影響を受けて上下する。これにより投資元本を大きく割り込むことがある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還金額が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

途中売却価格に影響する要因

償還される日より前の本社債の価値および売却価格は、償還される日より前の本社債の価値および売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を有効に打ち消す可能性がある。償還される日より前の本社債の価値および売却価格は、最も有利な状況においても各本社債の当初の投資金額である額面金額を大きく上回らない可能性があることに注意する必要がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価値への影響を例示する。

① 参照株式の株価

一般的に、参照株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また、参照株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。しかし、本社債の価値および売却価格は、参照株式の株価が行使価格を大きく上回る場合においても、各本社債につき額面金額を大きく超えない可能性がある。本社債の満期償還日が近づくにつれ、本社債の価値は参照株式の株価の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

② 参照株式の株価の予想変動率

参照株式の株価の予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅および頻度の基準を表す。一般的に、参照株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与える。参照株式の株価の予想変動率の減少は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは参照株式の株価や本社債の満期償還金額または早期償還の有無が決定される早期償還判定日までの期間等によって変動する。

③ 早期償還判定日または満期償還日までの残存期間

本社債の価格は早期償還判定日の前後で変動する場合が多く、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向がある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、参照株式の配当利回りの上昇または参照株式の保有コストの減少は、本社債の価値に悪影響を及ぼす。逆に、参照株式の配当利回りの下落または参照株式の保有コストの増加は、本社債の価値に良い影響を与える。

⑤ 発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。

通常、かかる評価は、標準的な格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、BNPパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で株式現物、先物およびオプションの取引を定期的に行うことができる。発行会社、BNPパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、一般に、多数の株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、市場における価格、したがって、本社債の価値に影響を与える可能性がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2)日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適當か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エスエヌシーは、発行会社の関連会社である。場合によっては、発行会社の関連会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。例えば、混乱事由発生日の有無に関する計算代理人の決定や他の計算代理人の判断に関して、そのような場合が起こりうる。ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エスエヌシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(a) 各本社債は、2020年9月16日（同日を含む。）から2021年3月16日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年5.10パーセントの利率による利息が発生し、額面金額50万円の各本

社債につき、2020年12月16日および2021年3月16日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ6,375円が支払われる。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）（以下「TARGET2システム」という。）が稼動している日をいう。

(b) 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1円未満は四捨五入する。

(c) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i)当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii)主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第10項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

(a) 参照株式の株価の水準による期限前償還

計算代理人がその単独の裁量により早期償還判定日における株価終値が早期償還判定価格以上であると決定した場合（以下「早期償還事由」という。）、各本社債は、2020年12月16日（以下「早期償還日」という。）において、額面金額に早期償還日までの利息を付して早期償還される。

「参照株式」とは、日本電産株式会社の普通株式（証券コード：6594）をいう。

「早期償還判定日」とは、早期償還日の5予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b)最終償還、(E)混乱事由発生日による調整」に記載の調整を受ける。

「株価終値」とは、計算代理人が決定する予定取引日における参照株式の公式な終値をいう。ただし、当該予定取引日が潜在的調整事由発生日または特別事由発生日である場合には、下記「(b)最終償還、(B)潜在的調整事由および特別事由」に記載の調整を受ける。

「早期償還判定価格」とは、参照株式につき、当初価格の105パーセントに相当する金額（小数第3位を四捨五入する。）をいう。

「当初価格」とは、当初価格決定日における株価終値をいう。

(注) 売出人は、当初価格の確定後速やかに、本社債の申込みを行った投資家に対して、当初価格および早期償還判定価格を通知する。

「当初価格決定日」とは、2020年9月16日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b)最終償還、(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「混乱事由発生日」とは、予定取引日のうち、本取引所が通常の取引時間内に取引のため開設されなかつた日または市場混乱事由が発生した日をいう。

「市場混乱事由」とは、参照株式に関して、本取引所の予定取引終了時までの1時間の間に(i)計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により重大なものであると判断する取引混乱事由もしくは(ii)計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により重大なものであると判断する取引所混乱事由が発生しもしくは存在し、または(iii)取引早期終了事由が発生しもしくは存在することをいう。

計算代理人は、ある特定の日が混乱事由発生日に該当した場合は、本要項第10項に基づき実行可能な限り速やかに本社債権者に対してその発生を通知するものとする。

「取引混乱事由」とは、本取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、本取引所における参照株式の取引につき、本取引所その他により取引が停止されまたは取引に制限が課されることをいう。

「取引所混乱事由」とは、市場参加者による本取引所における参照株式の取引または市場価値の把握の一般的な障害となると計算代理人が判断する事由（取引早期終了事由を除く。）をいう。

「取引早期終了事由」とは、取引所営業日において、本取引所における取引が予定取引終了時よりも前に終了することをいう。ただし、(i)当該取引所営業日における本取引所の通常取引が実際に終了した時点または(ii)当該取引所営業日の予定取引終了時における執行のための本取引所のシステムにおける注文の最終受付時点のいずれか早い方の1時間以上前に、本取引所によりかかる早期終了が発表された場合には、この限りでない。

「予定取引終了時」とは、本取引所および予定取引日に関しては、かかる予定取引日における本取引所の平日の取引終了予定時刻（取引時間終了後の取引または通常の取引時間外に行われるその他の取引を考慮しない。）をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エスエヌシーをいう。

「本取引所」とは、東京証券取引所、その承継の取引所もしくは取引システムまたは参照株式の取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが、当該参照株式について、本取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「取引所営業日」とは、本取引所における取引がその予定取引終了時より前に終了するか否かにかかわらず、本取引所が、通常の取引のため開設する予定取引日をいう。

「予定取引日」とは、本取引所が、通常の取引のため開設する予定の日をいう。

(b) 最終償還

(A) 満期における償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額（以下「満期償還金額」という。）で満期償還日に償還される。

- (i) ノックイン事由が発生しなかった場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。
- (ii) ノックイン事由が発生した場合には、本社債は、以下の計算式に従って決定された金額（1円未満を四捨五入する。）で償還されるものとする。ただし、かかる満期償還金額は、0円以上50万円以下の金額とする。

$$\text{最終価格} \\ \text{額面金額} \times \frac{\text{最終価格}}{\text{行使価格}}$$

「満期償還日」とは、2021年3月16日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

「ノックイン事由」とは、観測期間中のいずれかの日に、株価終値が、一度でもノックイン価格以下となったと計算代理人が決定した場合をいう。

「ノックイン価格」とは、当初価格の78.40パーセントに相当する金額（小数第3位を四捨五入する。）をいう。

（注）売出人は、当初価格の確定後速やかに、本社債の申込みを行った投資家に対して、当初価格およびノックイン価格を通知する。

「観測期間」とは、2020年9月16日から満期償還日の5予定取引日前の日までの期間における各予定取引日をいう。

「最終価格」とは、最終評価日における株価終値をいう。

「最終評価日」とは、満期償還日の5予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(c)調整事由、(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「行使価格」とは、当初価格の100パーセントに相当する金額をいう。

(B) 潜在的調整事由および特別事由

(i) 潜在的調整事由

「潜在的調整事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。

- (1) 参照株式の分割、併合もしくは種類変更（合併事由による場合を除く。）、または特別配当、資本組入れもしくは類似の発行による既存株主に対する参照株式の無償交付または株式配当。
- (2) ①参照株式、または②配当もしくは参照株式の発行会社の清算代り金につき当該参照株式の株主に対する支払と等価もしくはこれに比例して支払を受ける権利を付与する他の株式資本も

しくは有価証券、または③スピンオフもしくはその他類似の取引の結果、参照株式の発行会社が取得もしくは（直接的もしくは間接的に）保有する他の会社の株式資本もしくはその他の有価証券、または④その他の種類の有価証券、権利もしくはワラントもしくはその他の資産の参照株式の既存株主に対する分配、発行または配当。いずれの（現金またはその他の対価による）支払の場合も、支払は計算代理人により決定される市場価格を下回る場合とする。

- (3) 計算代理人により決定される特別配当。
- (4) 全額払込済でない参照株式に関する参照株式の発行会社による払込請求。
- (5) 参照株式の発行会社またはその子会社による参照株式の買戻し（利益または資本のいずれを原資とするか、およびその買戻しの対価が現金、有価証券その他であるかを問わない。）。
- (6) 参照株式の発行会社に関して、一定の事由が発生した場合に、計算代理人が決定する市場価値を下回る価格により優先株式、証書、ワラント、債務証書または新株予約権を発行することを定める敵対的買収防衛策としての株主ライツプランまたはその他の取決めに従い、参照株式の発行会社の普通株式またはその他の株式資本から株主権が分配または分離される結果となる事由。
- (7) 計算代理人の判断により、参照株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果を有する可能性があるその他の事由。

「潜在的調整事由発生日」とは、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定する潜在的調整事由が参照株式の発行会社により発表された日をいう。

参照株式の発行会社により潜在的調整事由の条件が発表された後、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法により参照株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果がその潜在的調整事由にあるかどうかを判断する。その場合、計算代理人は(i)希釈化または増大化する効果を反映させるために適切であると誠実かつ商業的に合理的な方法により判断する参照株式および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整（もしあれば）を計算する（ただし、参照株式に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料率または流動性の変更に対応するためだけの調整は行われない。）ものとし、かつ(ii)その調整の発効日を決定するものとする。計算代理人は、オプションの取引所において参照株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う当該潜在的調整事由に関する調整を参考して、適切な調整を決定することができる（ただし、義務ではない。）。

計算代理人がこれらの調整を行う際、計算代理人は、本要項第10項に従い本社債権者に対し、参照株式および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対する調整を記載し、潜在的調整事由の概要および潜在的調整事由発生日を説明した通知を、実行可能な限り速やかに行うものとする。

(ii) 特別事由

(ア) 上場廃止、破産、合併事由または国有化の発生は特別事由とみなされ、下記(イ)に記載の手続が実施される。

「上場廃止」とは、参照株式に関し、本取引所の規則に従い、かかる参照株式の本取引所における上場、取引または相場形成が何らかの理由（合併事由を除く。）で停止された（または停止される）ことおよびその後本取引所の管轄区域にある他の類似のいかなる証券取引所または取引システムにおいても上場、取引または相場形成が行われないことを本取引所が発表することをいう。

「破産」とは、参照株式の発行会社の自主的もしくは強制的な清算、倒産、破産、解散もしくは閉鎖、または参照株式の発行会社に影響する類似の手続により、(1)当該参照株式の発行会社のすべての株式を管財人、清算人またはその他の類似の公職者に対して譲渡することを要求される場合、または(2)参照株式の株主が法律上その保有する株式の譲渡を禁止される場合をいう。

「合併事由」とは、参照株式に関し、(1)すべての発行済の参照株式の他の法人もしくは個人への譲渡もしくは取消不能の譲渡約定を伴う参照株式の種類変更もしくは変更、(2)参照株式の発行会社と他の法人もしくは個人との新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換（参照株式の発行会社が存続会社であり、参照株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じない新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換の場合を除く。）、(3)参照株式の発行会社の株式（他の法人もしくは個人により所有もしくは支配されている株式を除く。）の譲渡もしくは取消不能の譲渡約定を伴う他の法人もしくは個人による買入れもしくはその他の方法による参照株式の発行会社の発行済株式の 100 パーセントを取得するための買収の申し出、公開買付、エクスチェンジ・オファー、勧誘、提案もしくはその他の事由、または(4)参照株式の発行会社もしくはその子会社と他の法人との新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換で、参照株式の発行会社が存続会社であり、参照株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じず、かかる事由の直前の発行済株式（当該他の法人により所有または支配されている株式を除く。）の数が、かかる事由の直後の発行済株式の数の 50 パーセント未満となる新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換を意味し、いずれの場合も関連する特別事由発生日が満期償還日以前となる場合に限るものとする。

「特別事由発生日」とは、特別事由が発生したと計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した日をいう。

「国有化」とは、参照株式の発行会社のすべての株式または参照株式の発行会社のすべての資産もしくは実質的にすべての資産を、国有化、収用またはその他の方法で政府関係機関、政府当局、政府関係法人もしくはその補助機関に譲渡することをいう。

(イ) 特別事由発生時の手続

参照株式に関して、特別事由が生じた場合は、発行会社は、以下の(1)、(2)または(3)に記載する手続を行うことができる。

- (1) 関連する特別事由を反映させるために適切であると判断する参照株式および／もしくはその計算に関連する他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整（もしあれば）を、計算代理人に誠実かつ商業的に合理的な方法により決定させ、かつ、その調整の発効日を決定させる。適切な調整には、参照株式または本社債に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料率もしくは流動性の変更に対応するための調整が含まれることがあるが、これらに限られない。計算代理人は、オプションの取引所において参照株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う関連する特別事由に関する調整を参考して、適切な調整を決定することができる（ただし、義務ではない。）。
- (2) 本要項第10項に従い本社債権者に対する通知を行ったうえ、本社債の全部（一部のみは不可。）を、関連する特別事由を考慮した各本社債の公正市場価格から、関連の原資となるヘッジ取引の解消のため発行会社またはその関連会社に生じた費用を差し引いた額（これらはすべて計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。）に相当する金額で償還する。かかる償還金額の支払は、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。
- (3) 発行会社が単独の裁量により選択する取引所または取引システム（以下「オプション取引所」という。）において取引される参照株式に関するオプションの決済条件の調整後、参照株式および／もしくはその計算に関連する他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整を計算代理人に行わせる（かかる調整は、オプション取引所による相応の調整の発効日として計算代理人が決定する日において、効力が発生するものとする。）。オプション取引所において参照株式に関するオプションが取引されない場合には、オプションがオプション取引所において取引された場合にオプション取引所による調整が行われると計算代理人が判断する関連する特別事由を考慮するために、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法により、オプション取引所が設定する規則および先例（もしあれば）を参考して、参照株式および／もしくはその計算に関連する他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整（もしあれば）を行うものとする。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）により直接的もしくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的もしくは間接的に支配している法人または当該法人と直接的もしくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

(iii) 株式の発行会社に関して、関連性がなく、本(イ)に従うと異なる結果が導かれる複数の特別事由が生じたと計算代理人が決定した場合は、計算代理人は、かかる特別事由および手続のいずれが適用されるかを、誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。

(iv) 特別事由が生じ、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第10項に従って、それぞれの場合に応じ、特別事由の発生およびその詳細ならびにかかる特別事由の発生に伴いとするべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

(C) 株価の訂正

満期償還日の3営業日前の日より後に訂正が公表された場合を除き、ある特定の日に公表され、最終償還額を決定するために計算代理人が使用する株価が同日より後に訂正され、株価が当初公表された日から参照株式の株価の訂正期間に相当する日数以内にかかる訂正が本取引所により公表された場合、訂正された当該株価を計算代理人が使用する株価とする。満期償還日の3営業日前の日より後に公表された訂正については、最終償還額の決定において、計算代理人によりなかったものとしてみなされる。

「参照株式の株価の訂正期間」とは、1決済周期をいう。

「決済周期」とは、参照株式に関して、本取引所において、かかる本取引所の規則に従った決済に通常要する決済機関営業日の日数をいう。

「決済機関」とは、参照株式の取引の決済に通常使用される主要な国内の決済機関をいう。

「決済機関営業日」とは、決済機関が決済指示の受領および実行のために開業している日（または決済機関が参照株式の譲渡の決済を行うことができない結果を招く事象がなければ開業していたであろう日）をいう。

(D) 追加混乱事由

(i) 追加混乱事由が発生した場合、発行会社は、下記(1)または(2)の行為を行うことができる。

(1) 計算代理人に対して、誠実かつ商業的に合理的な方法により、追加混乱事由の発生に対応するための参照株式および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件の適切な調整ならびにかかる調整の発効日の決定を行うように要求する。

(2) 本要項第10項に従って本社債権者に対する通知を行うことにより、本社債を償還する。本社債が償還された場合、発行会社は、各本社債権者に対して、追加混乱事由を考慮した本社債の公正市場価格から発行会社または発行会社の関連会社が負担するヘッジ取引に係る費用を差し引いた金額（計算代理人により誠実かつ商業的に合理的な方法により決定される。）を支払うものとする。かかる支払は、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

(ii) 追加混乱事由が発生し、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第10項に従って、

追加混乱事由の発生およびその詳細ならびにかかる追加混乱事由の発生に伴いとるべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

「追加混乱事由」とは、法令変更およびヘッジ混乱事由をいう。

「法令変更」とは、発行日以後に、(A)適用ある法令の採択もしくは変更（税法、支払能力もしくは資本の要件を含むが、これらに限られない。）により、または(B)適用ある法令の公布もしくは管轄権を有する裁判所、裁決機関もしくは規制当局による適用ある法令の解釈の変更（税務当局または金融当局による措置を含む。）により、もしくは複数回発生する場合はこれらの相乗効果により、発行会社が誠実かつ商業的に合理的な方法により以下のとおり決定することをいう。

- (a) 発行会社またはその関連会社による参照株式に関連するヘッジポジションの保有、取得または処分が違法となったこと。
- (b) 発行会社またはその関連会社が、発行済みの本社債についてまたは参照株式に関連するヘッジポジションの保有、取得もしくは処分において、費用の著しい増加（租税、支払能力、規制または資本の要件に関連する費用を含むが、これらに限られない。）を被ることとなること。

「ヘッジ混乱事由」とは、発行会社および／またはその関連会社が、商業的に合理的な努力を行ったにもかかわらず、(A)発行会社が本社債を発行し本社債に関する義務を履行するにあたっての株価リスクもしくはその他の価格リスク（通貨リスクを含むが、これに限られない。）をヘッジするため必要とみなす取引、資産もしくは先物取引もしくはオプション取引の取得、設定、再設定、代替、維持、解消もしくは処分を行うことができないこと、または(B)かかる取引、資産もしくは先物取引もしくはオプション取引による収益もしくは参照株式に関連するヘッジポジションによる収益の自由な実現、回収、送金、受領、本国送金もしくは移転を行うことができないことをいう。

(E) 混乱事由発生による調整

評価日が混乱事由発生日に該当した場合には、混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の2連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合を除き、混乱事由発生日に該当した日の直後に最初に到来する混乱事由発生日に該当しない予定取引日が評価日になるものとする。混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の2連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合、(i)連続する予定取引日の最終日が混乱事由発生日であるにもかかわらず、かかる最終日が評価日であるとみなされ、また、(ii)計算代理人は、かかる連続する予定取引日の最終日の評価時刻における誠実に推定される株価終値を用いて、株価終値を決定するものとする。

「評価日」とは、当初価格決定日、早期償還判定日および最終評価日をいう。

「評価時刻」とは、予定取引終了時をいう。

(c) 税務上の理由による償還

- (A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第5項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、

その選択により、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 30 日以上 45 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

(B) 本要項第 5 項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかるわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に事前に通知し、また、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 7 日以上 45 日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後でのできる限り早い日でなければならぬ。

(d) 期限前償還

上記(c)、下記(g)および本要項第 6 項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額（以下「期限前償還金額」という。）に償還の日として定められた日または（場合により）本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して償還されるものとする。

1 年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(e) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い保有および再販売するか、または消却することができる。

(f) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

(g) アドミニストレーター・ベンチマーク事由による償還および調整

アドミニストレーター・ベンチマーク事由が発生した場合、発行会社は、その選択により、以下のいずれかの措置をとることができる。

(i)かかる事由または状況に対処するために適切であると発行会社が判断する本要項の条項の調整を行うよう計算代理人に対して指示する。かかる調整は、(ア)1つもしくは複数の条項の変更により行われるかまたは1日もしくは数日にわたって行われ、(イ)本社債に関するヘッジ取引に係る関連する事由または状況に関する調整を参考して決定され、(ウ)代替のベンチマークの選択、ならびに(該当する場合)かかる代替のベンチマークに関するエクスポージャーによる発行会社の増加費用の反映等のための本要項の条項の調整および代替のベンチマークが複数の場合のベンチマーク間のエクスポージャーの配分規定の制定を含むことがある。

(ii)本要項第10項に従い、本社債権者に対し10日以上30日前までに通知することにより(ただし、この通知は取消不能とする。)、かかる通知期間の経過をもって、期限前償還金額に償還の日として定められた日または(場合により)かかる本社債が支払われるべきものとなった日(いずれも同日を含まない。)までの利息を付して本社債の全部(一部のみは不可。)を償還する。

疑義を避けるため、上記は、本要項の他の条項に影響を及ぼすことなく追加されるものである。(i)他の条項によればアドミニストレーター・ベンチマーク事由の対象となる事由もしくは事象に関連して他の結果が適用され得る場合、または(ii)他の条項が本項(g)の条項と矛盾する場合には、発行会社は、その単独の絶対的な裁量により、いずれの条項が適用されるかを決定するものとする。

本項(g)において、以下の用語は以下の意味を有するものとする。

「アドミニストレーター・ベンチマーク事由」とは、計算代理人により決定される以下のいずれかの事由をいう。

(x)ベンチマーク修正・中止事由が発生することまたは発生する予定であること。

(y)当該ベンチマークもしくは当該ベンチマークのアドミニストレーターもしくはスポンサーに関する許可、登録、認証、承認、同等の決定、認可もしくは公的登録簿への登録が得られないかもしくは得られる予定がなく、または管轄権を有する関連当局またはその他の関連する公的組織によりこれらが却下、拒絶、停止もしくは撤回されるかもしくは却下、拒絶、停止もしくは撤回される予定であり、その結果、発行会社、主支払代理人もしくは計算代理人またはその他の法人が、本社債に関するそれぞれの義務を履行するために適用ある法律または規則に基づき当該ベンチマークを使用することができなくなることまたはできなくなる予定であること。

(z)適用ある許認可における制約または許認可の取得もしくは維持に係る費用が増加した結果(発行会社、計算代理人もしくは主支払代理人またはその他の法人が、本社債を発行するかまたは本社債に関する義務を履行するために有効な許認可を保有することを要求される場合において、何らかの理由でかかる許認可が取得もしくは更新されないかもしくは取消されるか、またはかかる許認可の取得もしくは更新にかかる費用に大幅な変更があった場合を含むが、これらに限られない。)、発行会社、主支払代理人もしくは計算代理人にとって、本社債に関する当該ベンチマークの使用を継

続することが商業的に合理的ではなくなること、または発行会社もしくは計算代理人の費用が増加するかもしくは増加する予定であること。

「ベンチマーク」とは、BMRにおいてベンチマークとして定義されている数値、価値、水準またはレートであって、本社債に基づき支払われもしくは交付される金額または本社債の価値の全部もしくは一部がかかる数値、価値、水準またはレートを参照して決定されるものとして計算代理人により決定される数値、価値、水準またはレートをいう。

「ベンチマーク修正・中止事由」とは、ベンチマークに関して以下のいずれかの事由が発生したかまたは発生する予定であることをいう。

(i) 当該ベンチマークに重大な変更がなされること。

(ii) 当該ベンチマークの提供が、永久または無期限に停止または中止されること。

「BMR」とは、欧州連合ベンチマーク規制（規則(EU) 2016/1011、その後の改正を含む。）をいう。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）持人を受取人とする指定通貨の小切手、または持人の選択により、および主支払代理人への15日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国的主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

元本、利息等の支払をなすべき日の2営業日前に、当該日における指定通貨での支払を違法または不可能とする事由が生じていると計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した場合には、発行会社は、本社債権者に対し可能な限り速やかに通知した上で、指定通貨による支払の延期または米ドルでの支払を行う。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の持人またはその指定する者への支払により、

支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

本社債券の償還される日において、これらの本社債券に関連するすべての期日未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、これらに関して支払はなされない。本社債券がそれらに付されたすべての期日未到来の利札を添えることなく償還のため呈示された場合は、これらの本社債券に関連して支払われるすべての金員の支払は、発行会社の補償の提供と引換えにのみ行われるものとする。

いざれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドンおよび東京において、（本要項第7項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつTARGET2システムが稼動している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するところである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 1855、J・F・ケネディ通り 60

(60, avenue J.F. Kennedy, 1855 Luxembourg, Luxembourg)

他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス

(BNP Paribas Securities Services)

フランス、パンタン 93500、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9, rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

発行会社は、支払代理人のいずれも隨時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。
- (ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所において適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに(iii)内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

米国の有価証券または米国の有価証券を含む指数を参照する本社債に関する支払は、70 パーセントの割合で再投資される米国の有価証券に係る配当を参照して計算することができる。かかる場合には、支払金額の計算において、かかる米国の有価証券に関する配当同等物（内国歳入法第 871 条(m)において定義される。）の 30 パーセントについて、発行会社が源泉徴収し、本社債権者が受領したとみなすことができるものとする。発行会社は、源泉徴収したものとみなされた第 871 条(m)の金額について、本社債権者に対していかなる金額も支払わない。

4. 本社債の地位

本社債は上位優先債務であり、本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ上位の債務であり、現在および将来も常に以下の優先順位となる。

- (a) 相互間で、また他の上位優先債務との間において、同順位である。
- (b) 非上位優先債務に優先する。
- (c) 他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後する。

適用ある法律に従い、発行会社の任意清算もしくは裁判上の清算 (*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*) 、破産手続または発行会社に影響を及ぼすその他の類似の手続が行われた場合、本社債に基づく本社債権者の支払を受ける権利に係る債務は、(i)他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後し、また、(ii)非上位優先債務に優先する。

「上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-3 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先債務（本社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

「非上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-4 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先 (*chirographaires*) 債務（非上位優先社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

5. 課税

(a) 源泉徴収税

発行会社またはその代理人により行われる本社債または利札に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

(b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかつたならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるよう必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

(i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

疑義を避けるため、本社債に関する元本の支払に関して発行会社により支払われるべき追加額はないものとする。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が隨時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

(a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。

(b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

(c) 発行会社が、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社がその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手續が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盜難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、隨時、本社債と同一の条件を有するか、または発行日、発行価格、最初の利息の金額および支払日ならびに／もしくは利息が発生する日を除くすべての点において同一の条件を有し、本社債と統合されて単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合 (*assimilables*) されるものとする。

10. 公告

本社債に関するすべての公告は、ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または複数回もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。

確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、本項に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の 2 日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。

（通知の方法を問わず）本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の 5 パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の 50 パーセント以上を所持または代表する 1 名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率

の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。) がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の 3 分の 2、またはその延会においては 3 分の 1 を所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。代理人契約には、(i)代理人契約に従い適式に招集され開催された社債権者集会において、4 分の 3 以上の多数により可決された決議、(ii)本社債のその時点での未償還額面総額の 90 パーセント以上を保有する者によりもしくはかかる者のために署名された書面による決議、または(iii)本社債のその時点での未償還額面総額の 4 分の 3 以上を保有する者によりもしくはかかる者のために決済システムを通じて付与される電子的承認（主支払代理人の満足する様式による。）の方法による承認は、いずれの場合も本社債権者による特別決議として効力を有すると規定されている。本社債権者によって可決された特別決議は、社債権者集会に出席したかどうかまたは議決権を行使したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の 90 パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

疑義を避けるため、本項は、本要項第 2 項(c)および本要項第 2 項(g)の規定に服するものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第 7 項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための1999年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しましたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

(a) 準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりもこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英國法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(b) 管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりもこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりもこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英國の裁判所が専属的管轄権を有し、発行会社は英國の裁判所の専属的管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英國の裁判所の専属的管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英國の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

(c) 送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英國における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英國における送達代理人として別の者を任命し、本要項第10項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）の様式にて発行される。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、交換事由が発生した場合に、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i)債務不履行事由（本要項第6項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii)ユーロクリアおよびクリア

ストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとの通知を発行会社が受けた場合、または(iii)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかつたような税務上の悪影響を受けた場合を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、かかる交換の日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいづれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いづれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の持人が、発行会社およびいづれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 50 万円の無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

17. ベイルインおよび損失吸収の認識

(a) 承認

本社債を取得することにより、本社債権者（本項において、現在または将来における本社債の実質的保有者を含む。）は、以下の事項について承認、受諾、承諾および合意するものとする。

(A) 関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）の行使による影響に拘束されること。それにより、以下のうち1つまたは複数的な影響または結果が生じることがある。

(i) 支払額（以下に定義される。）の全部または一部の減額。

(ii) 本社債の条件の修正、改正または変更を含む、支払額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者に対する発行）。この場合において、本社債権者は、本社債に基づく権利に代えて、かかる発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務を受け入れることに合意する。

(iii) 本社債の消却。

(iv) 本社債の償還期限の修正もしくは変更または本社債に関して支払われる利息の金額もしくは支払日の修正（支払を一定期間停止することを含む。）。

(B) 本社債の条件は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使の対象であり、その効力を生じさせるために必要な場合には変更される可能性がある。

本要項において、「支払額」とは、その時点までに消却その他により支払義務が消滅していない各本社債について支払われるべき金額をいう。

(b) ベイルイン・損失吸収権限

本要項において、「ベイルイン・損失吸収権限」とは、以下のいずれかをいう。

(i) 金融機関および投資会社の再生および破綻処理制度に関する枠組を設定する 2014 年 5 月 15 日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令 2014/59/EU（以下「銀行再生および破綻処理指令」または「BRRD」といい、隨時改定される。）の置き換えに関するフランスにおいて有効な法律、規制、規則もしくは要件(2015 年 8 月 20 日付政令 2015-1024(*Ordonnance portant diverses dispositions*

d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière) (その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。) を含む。) に基づき隨時存在する権限、

(ii) 単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組において金融機関および投資会社の破綻処理制度に関する統一的な規則および手続を定めるとともに規則(EU) 1093/2010を改正する、2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則(EU) 806/2014(2019年5月20日付の規則(EU) 2019/877による改正およびその後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。)、または

(iii) その他のフランス法(それぞれ、それらに基づく指示、規則および基準を含む。)に基づく権限であって、破綻処理後のペイルイン・ツールの実行に関連するか否かを問わず、これに従い規制対象企業(またはかかる規制対象企業の関連会社)の債務が減額(一部または全部)、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らの方法によって修正されるか、または規制対象企業(またはかかる規制対象企業の関連会社)の有価証券がかかる規制対象企業もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくは債務に転換されるもの。

「規制対象企業」とは、フランス通貨金融法典L. 613-34条の第1項に規定される企業をいい、金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの親会社または持株会社の一部を含むものとする。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性監督・破綻処理機構(*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*)、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、または隨時ペイルイン・損失吸収権限を行使することができるかもしくはかかる行使に参加することができるその他の当局(単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づく活動をする欧州連合理事会および欧州委員会を含む。)をいう。

(c) 利息およびその他の支払額の支払

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限が行使された後は、支払額の支払または返済は、当該支払または返済が予定された日において発行会社またはそのグループ内の他の構成員に適用あるフランスおよび欧州連合において効力を有する法令に基づきかかる支払または返済が行われることが許されない限り、支払額の支払期限は到来せず、支払または返済はなされないものとする。

(d) 債務不履行事由の不存在

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使に伴う本社債の消却、支払額の減額(一部または全部)、発行会社もしくはその他の者の有価証券もしくは債務への転換、または本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使のいずれも、債務不履行事由またはその他の契約上の義務の不履行とはならず、本社債権者に救済(衡平法上の救済を含む。)を受ける権利を与えるものではなく、かかる救済はここに明示的に放棄されるものとする。

(e) 本社債権者への通知

本社債に関して関連破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使されたときは、発行会社は、可能な限り速やかに、本要項第10項に従って、本社債権者に対し、かかるペイルイン・損失吸収権限の行使について通知するものとする。発行会社は、さらに、情報提供を目的として、かかる通知の写しを主支払代理人に対して交付するものとするが、主支払代理人はかかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社によるかかる通知の遅延または不履行は、ペイルイン・損失吸収権限の有効性または執行可能性に影響を及ぼすものではなく、上記(a)および(b)に記載された本社債への効果に影響を及ぼすものではない。

(f) 主支払代理人の職務

関連破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使された場合、発行会社および本社債権者(本社債の実質的保有者を含むものとする。)は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使に関して、(ア)主支払代理人は本社債権者からいかなる指示を受ける必要もなく、(イ)代理人契約は主支払代理人に対していかなる職務を課すものでもないことに、ここに合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の完了後に本社債が残存する場合(例えば、ペイルイン権限の行使の結果が本社債の元本の部分的な減額に留まった場合)、代理人契約に基づく主支払代理人の職務は、発行会社および主支払代理人が代理人契約の修正に従い合意する範囲において、かかる完了後にも本社債に関して引き続き適用されるものとする。

(g) 比例按分

支払額の合計額を下回る金額について関連破綻処理当局がペイルイン・損失吸収権限を行使した場合、発行会社または関連破綻処理当局により主支払代理人が別途指示された場合を除き、ペイルイン・損失吸収権限に従い本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算で行われるものとする。

(h) 完全条項

本項に記載される事項は、上記の事項に関する完全な合意であり、発行会社および本社債権者との間の他の契約、取決めまたは合意を排除するものである。

課税上の取扱い

(1) フランスの租税

以下は、本社債の保有に関する一定のフランス税効果の概要である。

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のあるフランス税務上の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本発行登録追補書類の提出日（2020年8月26日）現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。

源泉徴収税

以下は、発行会社の株式を現在保有していないか、または発行会社とのその他の関係を有しない本社債権者に関連する可能性のある一定の源泉徴収税の留意事項についての概要である。

フランス共和国の2009年第3号改正金融法(*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009年12月30日付2009-1674法)（以下「本法」という。）の導入後、2010年3月1日以後に発行された社債について発行会社によってなされる利息およびその他の収入の支払には、当該支払がフランス国外における、フランス一般租税法第238-0条Aに定められた意味における、フランス一般租税法同第238-0条A第2の2項第2号に定められたもの以外の非協調的な国または属領 (*Etat ou territoire non coopératif*)（以下「非協調国」という。）においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条AIIIに定められる源泉徴収税は課されない。当該社債の当該支払がフランス国外におけるフランス一般租税法同第238-0条A第2の2項第2号に定められたもの以外の非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条AIIIに基づいて75パーセントの源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに基づき、当該社債の利息およびその他の収入は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に設立された金融機関に開設された口座へ支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入は、フランス一般租税法第109条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入には、フランス一般租税法第119条の2第2項に基づき、(i)税務上のフランス居住者ではない個人の利益となる支払の場合は12.8パーセント、(ii)税務上のフランス居住者ではない法人の利益となる支払の場合は2020年1月1日に開始する会計年度から適用されるフランス一般租税法第219-I条第2項第1文に記載される一般法人所得税率（すなわち、2020年1月1日に開始する会計年度については28パーセント）または(iii)フランス国外におけるフランス一般租税法第238-0条A第2の2項第2号に定められたもの以外の非協調国においてなされる支払の場合は75パーセント（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、ある社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息およびその他の収入の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行に

はフランス一般租税法第 125 条 A III に定められる 75 パーセントの源泉徴収税の規定および（当該利息およびその他の収入が正当な取引に関するもので、異常または過剰な金額でない限り）フランス一般租税法第 238 条 A に定められる不控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本例外」という。）。フランスの税務公報 (*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*) (BOI-INT-DG-20-50-20140211 no. 550 および 990) に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、発行会社はかかる社債の発行の目的および効果に係る証拠を提示することなく、かかる社債の発行について本例外が適用される。

- (i) フランス通貨金融法典 L. 411-1 条に定められた意味における目論見書作成義務を免除されない公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への募集書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- (ii) フランス共和国もしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。
- (iii) その発行時において、フランス通貨金融法典 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の受渡しのためのシステムの運用機関または 1 以上の類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。

一定の例外を除き、フランス一般租税法第 125 条 A I に従い、税務上のフランスの居住者 (*domiciliés fiscalement*) である個人が受け取る利息および類似の収入には 12.8 パーセントの源泉徴収税が課され、これはかかる支払がなされた年度に係る個人の所得税額から控除される。一定の例外を除き、社会税（一般社会拠出金、社会保障債務返済拠出金および連帯税）もまた、税務上のフランスの居住者である個人が受け取る利息および類似の収入に対し、一律 17.2 パーセントの源泉徴収税として課される。

（2）日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適當か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。日本

国の税法上、本社債のような社債についての課税上の取扱いは必ずしも明確とはいえない、また日本国の税務当局もその取扱いを明確にしていない点注意を要する。

日本国の税法上、本社債のようにデリバティブ取引と社債を組み合わせた複合的金融商品に関して、一部の法人税法の通達を除き、その取扱いを明確に規定したものはない。

さらに、日本国の税法上、本社債のように、特定の株価に連動して満期償還金額が変動する社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本国の税務当局が満期償還金額が変動する社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、または日本国の税務当局が日本国の税法について新たな解釈を示し、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント (15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) (2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント (15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税)) の源泉所得税を課される (租税特別措置法第 3 条の 3、地方税法第 71 条の 5 および 6) 。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20 パーセント (15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) (2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント (15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税)) の税率が適用される (租税特別措置法第 8 条の 4、地方税法第 71 条の 5 および 6) 。内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 15 パーセント (2037 年 12 月 31 日までは 15.315 パーセント) の源泉所得税を課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20 パーセント (15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税) (2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント (15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税)) の税率による申告分離課税の対象となる (租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項) 。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの (源泉徴収選択口座) における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができます、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債に係る利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持つない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

発行会社の発行する社債に関するリスク要因

BRRD は、健全性に問題があるかまたは破綻状態に陥っている法人の経営に十分に早期かつ迅速に介入するための信頼性の高い一連の手法を用いる権限を当局に与えるために、フランスにおいて複数の法律により施行された。

BRRD に定められた意味において、また、BRRD が定めた条件の下で、発行会社が破綻状態に陥っているかまたは陥る可能性があると判断され、関連破綻処理当局が BRRD の破綻処理手法（例えば、事業の売却、承継金融機関の設置、資産分離またはペイルイン・ツール）のいずれかまたはこれらの組み合せを適用した場合、発行会社の資産の売却後にお不足があるときには、かかる発行会社の無担保債権者の債権額（場合により、本社債を含む。）が一部減額されるか、最悪の場合にはゼロに減額される可能性がある。発行会社の無担保債務（場合により、本社債を含む。）は、通常の破産手続における弁済順位に従って、株式またはその他の持分証券に転換される可能性があり、さらに、かかる株式またはその他の持分証券は、将来的な消却、移転または希釈化の対象となり得る（最初に普通株式等 Tier 1 証券について減額または消却が行われ、その後、その他 Tier 1 証券、次に Tier 2 証券およびその他の劣後債務、そして最後にその他の適格債務の順に、減額、消却または転換が行われる。）。関連破綻処理当局はまた、未償還の無担保負債証券（場合により、本社債を含む。）の条件の修正（償還期限の変更等）を要求することができる（詳細は、本要項第 17 項に記載される。）。

破綻のリスクが存在する発行会社の破綻処理を行うための公的な資金援助は、金融の安定を維持しつつ、上記の破綻処理手法（ペイルイン・ツールを含む。）を可能な限り評価および活用した後の最終手段としてのみ利用される。

BRRD に基づく権限が行使された場合または行使されることが提案された場合には、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、本社債権者は、本社債への投資の全部または大部分を失う可能性がある。

参照株式の株価の過去の推移

下記のグラフは、2019 年 8 月 21 日から 2020 年 8 月 21 日までの東京証券取引所における株価終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下で参照株式の株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この参照株式の株価の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、また本社債の時価を示すものでもない。過去の下記の期間において参照株式の株価が下記のように変動したことによって、参照株式の株価が本社債の償還までに同様に推移することも示唆するものではない。



(注) 2020 年 8 月 21 日の東京証券取引所における参照株式の終値は、8,892 円であった。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2019年度）（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年6月30日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2020年8月26日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

第1 保証会社情報

該当事項なし。

第2 保証会社以外の会社の情報

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

日本電産株式会社 京都市南区久世殿城町 338 番地

(2) 理由

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、上記「第一部 証券情報、第2 売出要項 3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」に記載の条件に従い、当該株式の相場の変動によって左右される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、発行会社は独自に当該会社の情報に關しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行 済 株 式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年8月7日現在)		
	普通株式	596,284,468 株	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第47期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月18日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間（第48期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

2020年8月7日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

①の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年8月26日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月19日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

第3 指数等の情報

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

2020年3月13日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

代理人 弁護士 柴田 弘典

署名

柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（2020年3月13日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。

（2017年2月23日の募集）

券面総額または振替社債の総額：506億円

2020年度第2四半期 決算報告書

プレスリリース
2020年7月31日、パリ発

**2020年度第2四半期：BNPパリバの多角的かつ統合的なビジネスモデルの
盤石さを証明**

営業収益が増大

前年同期比+4.0%

営業費用は減少

前年同期比-1.3%

営業総利益が堅調に増加

前年同期比+14.5%

主に予想損失の事前引当により、リスク費用が増加
65 bp¹
このうち、事前引当は**15bp**（3億2,900万ユーロ）

健康危機による打撃を踏まえると、純利益は高水準

純利益²: **22億9,900万ユーロ**（前年同期比-6.8%）

普通株式等Tier 1比率が上昇

12.4%

1. リスク費用+顧客向け融資期首残高（単位：ベースポイント） 2. 親会社株主帰属純利益

多角的な事業基盤を結集し、経済に貢献	2
BNPパリバの多角的かつ統合的なビジネスモデルの盤石さを証明	3
リテール・バンキング＆サービス事業	7
国内市場部門	7
国際金融サービス部門	12
ホールセールバンキング（CIB）部門	17
コーポレート・センター	20
財務構造	21
連結損益計算書	22
2020年度第2四半期 – コア事業別業績	23
2020年度上半期 – コア事業別業績	24
連結四半期業績の推移	25
代替的業績指標（Alternative Performance Measures: APM）フランス金融市場庁（AMF）の一般規則第223-1条に基づく開示	34

本プレスリリースに含まれる数値は、未監査の数値です。

本プレスリリースには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNPパリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNPパリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくはBNPパリバの主要地域市場における経済状況の変化（世界的には特に新型コロナウイルス感染症流行関連）、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレスリリースに含まれるいかなる予測的な記述も本プレスリリース発行日現在の予測であり、BNPパリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。これに関連して、「監督上の検証・評価プロセス（Supervisory Review and Evaluation Process : SREP）」は欧州中央銀行（ECB）により毎年実施されますが、BNPパリバ・グループが満たすべき所要資本比率は毎年修正される可能性があることに留意が必要です。

本プレスリリースに含まれるBNPパリバ以外の第三者に関する情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはおらず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNPパリバもしくはその代表者とともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレスリリースあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレスリリースやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

表中および分析において掲載された数値は四捨五入のため、内訳の合計と総数に若干の差異が生じる場合があります。

2020年7月30日、BNPパリバの取締役会が開催され、ジャン・ルミエール会長が議長を務めるなか、当グループの2020年度第2四半期の業績が検討され、同上半期の財務諸表が承認されました。

今回の決算を踏まえ、ジャン=ローラン・ボナフェCEO（最高経営責任者）は取締役会の最後に以下のように述べました。

「我々の多角的なバンキングモデルは、未曾有の健康危機に直面しているお客様や経済を支える上で有効であることを実証しています。BNPパリバはチーム、リソース、専門知識を即座に結集し、欧州内外のお客様のニーズを満たすことができました。

我々がこのように経済に幅広く資金提供できることは、個人/法人/機関投資家のお客様のために長期にわたって行ってきた取り組みの結果であり、グループの財務健全性、事業の多様性と統合性、お客様との緊密な関係、厳格なリスク管理、事業基盤における執行能力の反映です。

BNPパリバの全チームが卓越した結束力で一丸となって経済や社会を支えていることに敬意を表します。我々はお客様に寄り添い、危機がもたらす経済的・社会的影響の抑制に邁進しています。今後も我々の持てる力を全て動員し、着実で持続可能な景気回復を確かなものにしてまいりましょう」

*
* * *

多角的な事業基盤を結集し、経済に貢献

2020年度上半期、BNPパリバ・グループは健康危機への対策として講じられたロックダウン（都市封鎖）措置のなか、自らのリソースや専門知識を結集し、お客様のため、世界中で2,500億ユーロ以上の資金調達を行いました¹（欧州の1,660億ユーロ¹を含む）。900億ユーロ超のローン¹は銀行や機関投資家と組成または協調して実施され、1,500億ユーロ以上¹の債券は投資家向けに発行、販売され、株式も100億ユーロ近く発行されました。BNPパリバは、3月中旬以降、EMEA²地域のシンジケートローン全体の70%、債券発行の53%に参加しています^{1,3}。

BNPパリバは公的機関の企業支援措置、特に政府保証融資の実施にも助力しました。当グループのリテール・バンキング支店網において、6月末時点で9万件近い政府保証融資を実現しています。

¹ 出所：Dealogic社、2020年6月末現在、ブックランナー、分担額

² EMEA：欧州、中東、アフリカ

³ 総額に占める比率

BNPパリバの多角的かつ統合的なビジネスモデルの盤石さを証明

BNPパリバでは、危機局面下の経済の特有のニーズへの対応により、特定の事業（特にコーポレート・バンキング、グローバル・マーケット、国内市場部門および国際金融サービス部門のリテール・バンキング）の事業活動がきわめて活発になりました。

公衆衛生対策は当グループの事業活動に悪影響を及ぼし、取引やローン組成の減少につながりましたが（特に、提携企業の販売拠点閉鎖の余波を受けた消費者金融分野）、今年4～5月が底で、6月には回復し、欧洲の復調は予想以上に堅調でした。

当グループ全体の当四半期の営業収益は116億7,500万ユーロとなり、前年同期比4.0%の増収でした。グループの多角的かつ統合的なビジネスモデルの盤石さが奏功しました。

事業部門の営業収益は前年同期比5.2%の増収でしたが、国内市場部門¹では5.2%の減収、国際金融サービス部門では5.5%の減収²でした。両部門とも、健康危機と長引く低金利環境の影響を強く受けながら、底堅さを示しました。ホールセールバンキング（CIB）部門は、顧客セグメント全てで事業活動を高水準に維持でき、大幅増収（+33.1%）を果たしました。

営業費用は、グループ全体で73億3,800万ユーロと前年同期比1.3%減でした。この中には、一時項目として、事業再編費用³と事業適応費用⁴（3,000万ユーロ）、IT強化費用（4,500万ユーロ）、健康危機関連の寄付とスタッフ安全対策費用（8,600万ユーロ）が合計1億6,100万ユーロ含まれています（前年同期は3億3,600万ユーロ）。2020年度事業計画で公表したように、一時項目の事業変革費用はゼロでした（前年同期は2億2,200万ユーロ）。

営業費用には欧州連合（EU）の单一破綻処理基金に対する拠出金増額分1億1,200万ユーロも含まれています。EU当局が当四半期中に拠出の引き上げを行ったことによるものです。

一方、事業部門の営業費用は前年同期比横ばい（+0.2%）でしたが、国内市場部門では2.8%減で、特にリテール・バンキング業務⁵における減少が顕著でした（-3.6%）。国際金融サービス部門の営業費用は、コスト削減策を強化した効果により、5.7%の大幅減⁶となりました。CIB部門では高水準の正のジョーズ効果（+21.9ポイント）を達成しましたが、極めて好調な事業活動に伴って営業費用が膨らみました（+11.2%）。

営業総利益は、グループ全体で当四半期に43億3,700万ユーロとなり、前年同期比14.5%の増益でした。

リスク費用は、14億4,700万ユーロで、前年同期と比べて8億2,600万ユーロの増加、顧客向け融資残高の65bp相当でした。当グループのマクロ経済シナリオを更新した結果、予想損失の事前引当が3億2,900万ユーロ増加しました（部門別組織を含む）。メインシナリオでは、緩やかな景気回復を予測し、新たな危機が起きない限り、GDP水準は2022年半ばまでに2019年と同等に戻ると想定し、復興計画の影響も加味しています。なお、予想損失の事前引当水準は、BNPパリバのポートフォリオの質や堅実な先見的リスク管理を反映しています。

これらを受けて、当グループの当四半期の営業利益は28億9,000万ユーロとなり、前年同期比8.8%の減益でした。

¹ 国内市場部門のプライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CEL の影響を除く）

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-3.4%

³ 特に特定の事業（とりわけCIB部門）の再編に関連

⁴ 特にバンクウェストとCIB部門に関する適応策

⁵ フランス国内リテール・バンキング、BNLバンカ・コメルシアーレ（BNL bc）、ベルギー国内リテール・バンキング

⁶ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-4.2%

営業外項目は、当四半期に2億3,600万ユーロの利益となり、前年同期の2億900万ユーロの利益を上回りました。当四半期の営業外項目には、建物売却による譲渡益（+8,300万ユーロ）が反映されています。ちなみに、前年同期の営業外項目には、インドのSBI Life持分の2.5%売却による譲渡益および残部の連結範囲からの除外による影響（+6億1,200万ユーロ）、バンクウェストののれんの一部減損損失（-5億ユーロ）が含まれていました。

税引前利益は、当四半期に31億2,600万ユーロとなり（前年同期は33億7,700万ユーロ）、前年同期比7.4%の減益でした。

当四半期の法人税率は平均で24.9%でした。

以上から、株主帰属純利益は当四半期に22億9,900万ユーロとなり、前年同期比6.8%の減益でした。なお、一時項目による影響を除くと23億6,000万ユーロ、9.9%の減少です。

普通株式等Tier 1比率は、2020年6月末現在12.4%で、2020年3月末比で40bp上昇しました。この上昇には、当四半期中の資本の内部創出（配当性向50%を考慮後）、規制変更の影響（自己資本規制の修正「quick fix」）が反映されています。バランスシートの規模はやや縮小しました（2020年3月末比で1.8%減）。当グループの即時利用可能な余剰資金は4,250億ユーロに上っており、これは短期資金調達との関係で1年超の余裕資金があることを意味します。レバレッジ比率¹は4.0%でした。

1株当たり有形純資産額²は2020年6月末現在で71.8ユーロに達し、2008年12月末からの年平均成長率は7.3%に相当し、当グループが景気局面を通して継続的に企業価値を創造する能力を有していることを証明しています。

当グループはデジタル変革を継続すると共に、内部統制およびコンプライアンス体制の強化も行っています（健康危機はコンプライアンスのプロセスやプロジェクトの進捗に重大な影響を及ぼしていません）。また、意欲的な社会的責任方針を推進し続けており、その一環として脱石炭火力発電に対するコミットメントを強めています。これにより、石炭火力発電に関する全ての融資の停止期限をEU域内とOECD加盟国については2030年、その他の地域については2040年に設定し、石炭のバリューチェーン全体（採鉱、専用インフラ、発電を含む）をカバーしています。当グループは自らの「石炭火力発電」方針および「鉱業」方針（2020年7月更新）に則り、石炭火力発電施設の開発を進めている企業、上記期限に向けた脱石炭を計画していない企業、石炭火力発電のインフラ企業、石炭を専門的に取り扱う卸売企業にはもはや融資を行いません。この分野における当グループの活動は高く評価され、ユーロマネー誌によって今年再び「Best Bank for Western Europe for Corporate Responsibility（企業の社会的責任に関する西欧最優秀銀行）賞」を授与されました。

一方、当グループは英国のEU離脱（ブレグジット）移行期間が終了する2020年12月に向けて既に準備を行っています。規制面では、英国での事業継続の認定を受けるため、欧州中央銀行（ECB）や英規制当局に求められている措置を全て講じています。事業面では、ブレグジットの主な影響はEU共通の金融免許「単一パスポート」の失効やECBの監督に対する準拠観測から生じるとみられます。特に、英国からEU域内の顧客に金融サービスを販売することは認められない見通しです。英国では、フロントオフィスの役割（主に営業職）とそれに伴う組織体制はこうした措置から影響を受けています。欧州大陸では、約400の新規ポジション（フロントオフィスは160、サポート機能は240で主にIT）が生まれており、6月末現在、このうち260が埋まっています。

¹ 2014年10月10日付けの欧州委員会（EC）委任法令に基づき算定された比率

² 再評価後。2019年度の利益を剩余金に計上。

2020年度上半期において、当グループの営業収益は225億6,300万ユーロに上り、前年同期と比べて0.9%の増収となりました。

事業部門の営業収益は前年同期比1.1%の増収¹でした。これを部門別にみると、国内市場部門²では、低金利環境がリテール・バンキング業務に悪影響を及ぼし、健康危機の余波が特に手数料収入に響き、融資残高の増加や専門的金融業務（特に個人投資家部門）の継続的な伸びによる増収効果では補い切れず、3.2%の減収となりました。国際金融サービス部門では、特に低金利環境がリテール・バンキング業務に及ぼした影響、健康危機による事業の落ち込み、金融市場下落の影響（とりわけ保険部門）があり、5.4%の減収でした³。CIB部門では、3事業が全て増収を記録し、15.9%の増収を果たしました。

営業費用は、グループ全体で154億9,500万ユーロで、前年同期比2.4%減少しました。当上半期の営業費用には、一時項目として、事業再編費用⁴と事業適応費用⁵（7,600万ユーロ）、IT強化費用（7,900万ユーロ）、健康危機関連の寄付とスタッフ安全対策費用（8,600万ユーロ）が合計2億4,000万ユーロ含まれています（前年同期は5億4,200万ユーロ）。2020年度事業計画で公表したように、事業変革費用はゼロでした（前年同期は3億9,000万ユーロ）。

営業費用の中には、国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRIC）第21号「賦課金」（以下、「IFRIC21」）の適用により計上された12億8,400万ユーロが含まれています（前年同期は11億2,800万ユーロ）。これは2020年度に納付する税金・拠出金（单一破綻処理基金への拠出金を含む）のほぼ全額に相当します。

一方、事業部門の営業費用は前年同期比横ばいでいた。これを部門別にみると、国内市場部門では、リテール・バンキング業務⁶で比較的顕著に減少（-2.5%）したことが奏功し、専門的金融業務の事業開発関連のコスト増を補い、全体では1.5%減少しました。国際金融サービス部門ではコスト節減計画の進展により1.3%減少し⁷、CIB部門では事業開発に伴って3.4%増加しました。CIB部門では高水準の正のジョーズ効果が生み出されました（+12.5ポイント）。

営業総利益はグループ全体で70億6,800万ユーロとなり、前年同期比9.0%の増益でした（前年同期は64億8,400万ユーロ）。事業部門の営業総利益は前年同期比3.2%増でした。

リスク費用は28億7,300万ユーロ、顧客向け融資残高の66bp相当で、前年同期比で14億8,300万ユーロ増加しました。費用増は特に医療機器関連の予想損失事前引当の影響の反映です。

これらを受けて、グループ全体の当上半期の営業利益は41億9,500万ユーロとなり、前年同期（50億9,400万ユーロ）と比べ、17.6%の減益でした。事業部門の営業利益は20.6%減でした。

営業外項目は、当上半期に7億2,600万ユーロの利益となり、前年同期の9億6,600万ユーロの利益を下回りました。当上半期の営業外項目には、複数の建物売却による譲渡益（+4億6,400万ユーロ）が反映されています。ちなみに、前年同期の営業外項目には、一時項目として、インドのSBI Life持分16.8%売却による譲渡益および残部の連結範囲からの除外による影響（+14億5,000万ユーロ）、のれんの減損損失（-8億1,800万ユーロ）が含まれていました。

税引前利益は、当上半期に49億2,100万ユーロとなり、前年同期（60億6,000万ユーロ）と比べて18.8%の減益でした。

当上半期の法人税率は平均で24.6%でした。

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+1.9%

² 国内市場部門のプライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く）

³ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-4.2%

⁴ 特に特定の事業（とりわけCIB部門）の再編に関連

⁵ 特にバンクウェストとCIB部門に関連

⁶ フランス国内リテール・バンキング、BNLバンカ・コメルシアーレ（BNL bc）、ベルギー国内リテール・バンキング

⁷ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-0.8%

以上から、株主帰属純利益は当上半期に35億8,100万ユーロとなり、前年同期比18.4%の減益でした。なお、一時項目による影響を除くと34億3,500万ユーロとなり、18.4%の減少です。

有形自己資本利益率（ROTE）は当上半期に年率8.7%（再評価¹前）となり、業績の底堅さを反映しました。健康危機に見舞われる厳しい環境ながら、当グループの多角的かつ統合的なビジネスモデルの盤石さが貢献しています。

*
* * *

¹ 2019年度の利益を剰余金に計上

リテール・バンキング&サービス事業

国内市場部門

国内市場部門の事業活動は当四半期も拍車がかかりました。当グループは健康危機下にあるお客様の支援のため力強く結集しました。特に国内市場部門は政府保証融資を7万件近く実行したのみならず、**25万件**近い支払猶予を個人顧客（25%）および法人顧客（75%）の両セグメントで行いました¹。リテール・バンキング業務では事業活動が当四半期中に大きく回復し、カード決済や個人向け融資が目覚ましく復調しました。また、特にアルバルとリーシング・ソリューションズも堅調でした。融資残高は前年同期比5.3%増え、リテール・バンキング業務（特にフランスとベルギー）および専門的金融業務（アルバル、リーシング・ソリューションズ）で貸出が順調に伸びました。預金残高は各国全てで前年同期比11.3%増加しました。プライベート・バンキング業務では高水準の資金純流入が見られました（9億ユーロ）。

また、ロックダウン措置の最中から終了後にかけてデジタルツールの利用が加速を続け、モバイルアプリをアクティブに利用する顧客²は前年同期比27.3%増加し（550万人へ）、モバイルアプリへの接続回数は1日当たり**400万回**近傍に上っています。

営業収益³は、当四半期に**37億2,100万ユーロ**となり、前年同期比5.2%の減収でした。この減少は低金利環境と健康危機の影響（特に手数料収入に対する余波）を反映しており、融資残高の増加や専門的金融業務（特にドイツのConsorsbank）の力強い事業活動による增收効果でも補えませんでした。

営業費用³は、当四半期に**24億4,600万ユーロ**となり、前年同期比2.8%減でした。営業費用はリテール・バンキング業務⁴では比較的顕著に減少しましたが（-3.6%）、専門的金融業務では小幅増でした（+1.0%）。

これらを受けて、営業総利益³は当四半期に**12億7,600万ユーロ**となり、前年同期比9.4%の減少でした。

リスク費用³は、当四半期は**3億3,100万ユーロ**でした（前年同期は**2億1,400万ユーロ**）。特に、予想損失の事前引当（6,700万ユーロ）の影響を反映しました。

以上から、国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前利益⁵は当四半期に**8億8,400万ユーロ**となり、前年同期比21.2%の減益でした。

2020年度上半期において、営業収益³は76億3,500万ユーロとなり、前年同期比3.2%の減収でした。長引く低金利環境と健康危機の影響（特に手数料収入に対する余波）が生じ、融資残高の増加や専門的金融業務の力強い事業活動（特にドイツの個人投資家部門での急増）による增收効果でも補えませんでした。営業費用³は**54億1,500万ユーロ**で、前年同期比1.5%減でした。特にリテール・バンキング業務⁴の費用減が比較的顕著で（-2.5%）、専門的金融業務では事業の伸びに伴って小幅なコスト増が生じました。営業総利益³は**22億1,900万ユーロ**で、前年同期比7.0%の減益でした。リスク費用³は**6億4,500万ユーロ**で（前年同期は**5億2,100万ユーロ**）、特に予想損失の事前引当の影響が含まれています。以上から、国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前利益⁶は当上半期に**14億5,800万ユーロ**となり、前年同期比15.7%の減益でした。

¹ 欧州銀行監督機構（EBA）の2020年6月末時点の基準一金額に占める比率

² モバイルアプリに月1回以上接続した顧客（2020年度第2四半期の平均）。範囲は国内市場部門のリテール・バンキング支店またはデジタルバンクの個人顧客、法人顧客、プライベート・バンキング顧客（ドイツ、オーストリア、Nickelを含む）。

³ フランス（PEL/CELの影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの100%を含む

⁴ フランス国内リテール・バンキング、BNLバンカ・コメルシアーレ（BNL bc）、ベルギー国内リテール・バンキング

⁵ PEL/CELの影響を除く：2020年度第2四半期は+1,500万ユーロ；2019年度第2四半期は+2,800万ユーロ

⁶ PEL/CELの影響を除く：2020年度上半期は+200万ユーロ；2019年度上半期は+3,000万ユーロ

フランス国内リテール・バンキング（FRB）

FRBはお客様へのサービス提供に向け、力強く結集しました。政府保証融資を2020年6月末時点で5万7千件近く行い（総額約150億ユーロ）、また、フランスの中小企業の発展を支えるべく株式投資の2024年までの余地を40億ユーロに倍増しました。FRBは顧客間でプレゼンスを高め、個人顧客（対面接客またはリモート接客）が27%増加しました。

これにより、FRBは事業の推進力を維持しました。事業活動は4月の底を経て回復し、その結果、四半期後半には個人顧客向けのローン組成が加速し、カード決済も回復しました。融資残高は、法人向け貸出の増加が寄与し、政府保証融資を除いても前年同期比8.8%増、預金残高は16.7%増でした。責任預金（responsible savings）もプライベート・バンキングで急増し、残高は60億ユーロに達しました（2019年12月末比+52%）。Hello bank!の顧客数も力強く増加しました（2019年6月末比+22.7%）。

営業収益¹は、当四半期に14億800万ユーロとなり、前年同期比11.8%の減収でした。純利息収入¹は、健康危機と低金利環境の影響に伴い、専門的金融業務を手掛ける子会社からの寄与が低下し、利鞘の拡大では補えず、12.9%減でした。手数料収入¹は10.4%減で、ロックダウン措置の影響に加え、特に決済手数料やキャッシュマネジメント手数料の減少が響きました。

営業費用¹は、推進中のコスト最適化策が奏功し、10億7,400万ユーロと前年同期比2.5%減でした。

これらを受けて、営業総利益¹は当四半期に3億3,400万ユーロとなり、前年同期比32.4%の減益でした。

リスク費用¹は、当四半期は9,000万ユーロ（前年同期比700万ユーロの小幅増）、顧客向け融資残高の18bp相当でした。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、FRBの税引前利益²は当四半期に2億1,200万ユーロとなり、前年同期比43.4%の減益でした。

2020年度上半期において、FRBの営業収益¹は29億3,200万ユーロとなり、前年同期比8.1%減でした。 純利息収入¹は、高水準だった前年同期に比べ11.4%の減少でした。専門的金融業務を手掛ける子会社からの寄与が低下し、また、低金利環境の影響もあり、融資残高の増加では補えませんでした。手数料収入¹は3.9%減でした。金融手数料は急増したものの、健康危機の影響によりキャッシュマネジメント手数料と決済手数料が大幅に減少し、相殺されました。営業費用¹は22億4,000万ユーロで、コスト最適化策が奏功し、前年同期比2.1%減でした。これらを受けて、営業総利益¹は6億9,200万ユーロとなり、前年同期に比べ23.4%減少しました。リスク費用¹は1億9,100万ユーロで、前年同期から3,600万ユーロ増加し、顧客向け融資残高の19bp相当でした。以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、FRBの税引前利益³は当上半期に4億3,400万ユーロとなり、前年同期比36.1%の減益でした。

¹ フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く）

² PEL/CEL の影響を除く：2020年度第2四半期は+1,500万ユーロ；2019年度第2四半期は+2,800万ユーロ

³ PEL/CEL の影響を除く：2020年度上半期は+200万ユーロ；2019年度上半期は+3,000万ユーロ

BNLバンカ・コメリシアーレ (BNL bc)

BNL bcは、健康危機の状況下、お客様の支援に向け、力強く結集しました。BNL bcのお客様のうち、2020年6月末時点¹で29,000近いお客様が支払猶予の恩恵を受けました¹。政府保証融資は5~6月に増え、6月末時点で約12,000件の融資が実施されています。

当四半期はロックダウン措置に見舞われましたが、後半には状況回復も見られ、BNL bcの事業活動は活発化しました。預金残高は前年同期比14.8%増でした。オフバランス貯蓄商品は2019年6月末比で1.8%増加し、貯蓄型生命保険が伸びましたが（前年同期比+4.4%）、ミューチュアルファンドの運用資産は、株式市場の2019年6月末比のバリュエーションの変化を受けて、減少しました。融資残高は前年同期比で1.5%減²ですが、不良債権を除くと3%以上増加しました。BNL bcは法人顧客の市場シェアを着実に高め続け（4年間で1.0ポイント引き上げ、6.2%へ³）、堅実なリスクプロファイルも維持しています（中小企業に対する2019年末のエクスポートジャヤーの70%以上が信用の質が「良好」）⁴。

営業収益⁵は、当四半期は6億4,900万ユーロ、前年同期比5.1%減でした。純利息収入⁵は、低金利環境の影響、および、より有利なリスクプロファイルを伴う顧客へのシフトにより、4.1%の減少でした。手数料収入⁵は、取引高の減少により、前年同期比6.7%の減収でした。

営業費用⁵は、当四半期は4億2,200万ユーロと前年同期比2.5%減少しました。この費用減は、コスト節減策や事業適応策（イタリアの年金改革「クオータ100」を活用した早期退職制度）の効果を反映しています。

これらを受けて、営業総利益⁵は当四半期に2億2,700万ユーロとなり、前年同期比9.6%減少しました。

リスク費用⁵は1億2,200万ユーロとなり、前年同期比13.9%増、顧客向け融資残高の64bp相当でした。前四半期比ではほぼ横ばいで、健康危機に伴う予想損失事前引当の必要性により、減少傾向は中断しています。

以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNL bcの税引前利益は当四半期に9,500万ユーロとなり、前年同期比28.8%の減益でした。

2020年度上半期において、BNL bcの営業収益⁵は13億800万ユーロ、前年同期比3.8%の減収でした。純利息収入⁵は、低金利環境の影響に加え、より有利なリスクプロファイルを伴う顧客へのシフトもあり、4.0%減でした。手数料収入⁵は、特に金融手数料の減少が響き、前年同期比3.5%の減収でした。営業費用⁵は8億8,700万ユーロ、前年同期比1.8%減でした。この費用減は、コスト節減策や事業適応策（イタリアの年金改革「クオータ100」を活用した早期退職制度）の効果を反映しています。これらを受けて、営業総利益⁵は4億2,100万ユーロとなり、前年同期比7.8%の減益でした。リスク費用⁵は2億4,200万ユーロで、健康危機関連の予想損失事前引当の影響にもかかわらず、前年同期比で改善を続け（2019年度に不良債権ポートフォリオを売却した影響により前年同期比-11%）、顧客向け融資残高の64bp相当でした。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNL bcの税引前利益は当上半期に1億5,800万ユーロとなり、前年同期比2.9%の減益でした。

¹ EBAの2020年6月末時点の基準

² 融資残高は日次平均残高

³ 出所：イタリア銀行協会

⁴ 社内の12段階評価で1~6段階

⁵ イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む

ベルギー国内リテール・バンキング（BRB）

BRBは、健康危機の状況下、経済の下支えやお客様の支援に極めて積極的に取り組んでいます。2020年6月末現在、40,000近いお客様が支払猶予の恩恵を受けています¹。また、お客様との契約数も増えており、例えば法人顧客の94%が危機対応ニーズの評価のため契約を結んでいます。

BRBは当四半期を通して精力的な商業活動を維持しました。融資残高は住宅ローンと法人向け貸出の高い伸びが寄与し、前年同期比4.6%増加しました。預金残高は法人・個人預金の力強い伸びに支えられ、5.4%増でした。オフバランス貯蓄商品は2019年6月末比で1.3%増加しています。また、カード決済数は6月末にロックダウン前の水準を上回り、事業活動回復の兆しとなりました。

ただし、営業収益²は当四半期に8億3,500万ユーロとなり、前年同期比4.9%の減収でした。純利息収入²は7.1%減でした。低金利環境のマイナス影響に加え、専門的金融業務を手掛ける子会社からの寄与が弱まり、融資残高の増加によるプラス効果では補えませんでした。手数料収入²は、特に金融手数料が底堅く、前年同期比1.3%の増収でした。

営業費用²は、コスト節減策のほか、支店網の最適化策の継続も奏功し、当四半期は4億9,900万ユーロと前年同期比6.8%の大幅減でした。1.9ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。

これらを受けて、営業総利益²は当四半期に3億3,600万ユーロとなり、前年同期比1.9%の減益でした。

リスク費用²は、当四半期は8,000万ユーロ、顧客向け融資残高の27bp相当でした（前年同期は300万ユーロの引当金戻入益を計上）。費用増の主因は、予想損失の事前引当と特定の債権でした。

以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BRBの税引前利益は当四半期に2億4,300万ユーロとなり、前年同期比25.2%減でした。

2020年度上半期において、BRBの営業収益²は17億2,000万ユーロ、前年同期比4.1%の減収でした。純利息収入²は、低金利環境のマイナス影響に加え、専門的金融業務を手掛ける子会社からの寄与が弱まり、融資残高の増加によるプラス効果では補い切れず、前年同期比8.2%減でした。手数料収入²は、金融手数料の増加が寄与し、前年同期比8.1%の増収でした。営業費用²は、コスト節減策が効果を発揮し、13億2,900万ユーロと前年同期比3.6%減少しました。これらを受けて、営業総利益²は3億9,100万ユーロとなり、前年同期比5.6%減でした。リスク費用²は1億3,400万ユーロでした（前年同期は3,100万ユーロ）。この費用増の要因は、主に健康危機関連の予想損失の事前引当と当四半期の特定の債権でした。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BRBの税引前利益は当上半期に2億3,900万ユーロとなり、前年同期比31%減でした。

¹ EBAの2020年6月末時点の基準

² ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む

その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Nickel、ルクセンブルク国内リテール・バンキング）

国内市場部門の専門的金融業務の事業推進はいずれも極めて順調で、事業活動が4月の底を経て急回復していることを裏付けました。アルバルでは、ファイナンスフリートの契約台数が当四半期に前年同期比7.2%増え、当上半期には前年同期比2.5%増え、力強い伸びでした。6月の受注回復に加え、お客様へのサポート提供（特に契約延長）が奏功しました。リーシング・ソリューションズでは、ファイナンスリース残高が前年同期比1.1%増加¹しました。6月には物流・IT機器のファイナンスリース需要が力強く回復し、前月比40.7%増を記録しました。個人投資家部門では、市場の乱高下を背景に、特にドイツの事業推進が目覚ましく、取引注文数は倍増し（前年同期比+102%）、運用資産残高も2019年6月末の水準から10.5%増加しました。Nickelはフランスで躍進を続け、口座開設数が170万口座に迫り（2019年6月末比+27.0%）、6月には新規口座開設数が月次記録を更新しました（38,345口座）。ルクセンブルク国内リテール・バンキング（LRB）では、住宅ローンおよび法人向け貸出が順調に伸びたことから、融資残高が前年同期比10.4%増加しました。預金残高は2.9%減でした。LRBでは徐々に正常な事業活動に戻りつつあり、4月以降、クレジットカード取引やローン申込件数が大きく回復しています。

これら5つの業務部門合計の営業収益²は当四半期に8億2,900万ユーロに上り、全体として前年同期比8.2%増加しました。特に個人投資家部門の営業収益の伸びが極めて力強く、とりわけドイツのConsorsbankが堅調でした。

営業費用²は、当四半期は4億5,100万ユーロ、前年同期比1.0%増でしたが（コスト節減策で抑制しましたが、事業開発費用が嵩みました）、7.2ポイントの正のジョーズ効果を生み出しました。

リスク費用²は、当四半期は合計4,000万ユーロでした（前年同期は2,700万ユーロ）。

以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら5つの業務部門の税引前利益は当四半期に3億3,500万ユーロに達し、前年同期比15.8%の大幅増益を果たしました。

2020年度上半期において、5つの業務部門の営業収益²は16億7,500万ユーロに上り、全体として前年同期比8.6%の増収でした。いずれの業務部門も事業活動が高水準で、特にNickelと個人投資家部門（とりわけドイツのConsorsbank）が好調でした。営業費用²は9億5,900万ユーロ、前年同期比3.2%増でしたが（コスト節減策で抑制しましたが、事業開発費用が嵩みました）、5.4ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。リスク費用²は総額7,800万ユーロでした（前年同期は6,300万ユーロ）。以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら5つの業務部門の税引前利益は当上半期に6億2,700万ユーロとなり、前年同期比15.8%の大幅増益を果たしました。

*
* * *

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除き、子会社の移管を除く

² ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む

国際金融サービス部門

国際金融サービス部門は、ロックダウン措置の開始に伴う事業活動の低迷を経て、当四半期後半にモメンタムを回復しました。貸出の伸びは全般的に堅調でした。融資残高はローン組成の回復と共に前年同期比1.7%増加し、6月の個人向け新規ローンの組成は4月（事業活動の底）と比べ95%増加しました。当部門への資金純流入はよく持ちこたえましたが（16億ユーロ増）、運用資産は株式市場のバリュエーション低下の影響を受けました（運用資産残高は1兆850億ユーロ、2019年6月末比0.3%減）。また、不動産管理部門は4～5月は実質的に休止状態でしたが、当四半期後半の建設現場（土地開発・取引）の再開に伴って再始動しています。

国際金融サービス部門は、危機の最中、力強く結集し、お客様の支援、経済の下支えを行いました。政府保証融資については2万3千件近く実施しました。パーソナル・ファイナンスでは、4月に顧客契約数が前年同月比でほぼ倍増しており、先行的なリスク管理のためアフターセールや回収に配分するリソースを拡大しました。

国際金融サービス部門の当四半期の営業収益は40億2,700万ユーロ、前年同期比5.5%減¹でした。国際リテール・バンキング業務は堅調で、当四半期の市場の回復は保険部門の営業収益に好影響を及ぼしましたが、健康危機の打撃を被ったパーソナル・ファイナンスおよび不動産管理部門の減収を一部相殺するに留まりました。

営業費用は、継続的なコスト節減策や事業効率の向上が奏功し、当四半期は24億1,400万ユーロ、前年同期比5.7%減²でした。

これらを受けて、営業総利益は当四半期に16億1,300万ユーロとなり、前年同期比5.3%減少しました。

リスク費用は7億6,500万ユーロで、前年同期に比べて3億7,500万ユーロ増加しました。費用増は特に予想損失の事前引当の影響でした。

以上から、国際金融サービス部門の当四半期の税引前利益は9億6,000万ユーロとなり、前年同期比33.4%減少しました。

2020年度上半期において、国際金融サービス部門の営業収益は80億8,000万ユーロとなり、前年同期比5.4%の減収でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-4.2%）。低金利がリテール・バンキング業務に与えた影響、健康危機に伴う事業の落ち込み（特にパーソナル・ファイナンスと不動産管理部門）、金融市場下落の余波（特にアセット・マネジメント部門と保険部門）が重石となりました。営業費用は、コスト節減計画の推進が寄与し、51億8,000万ユーロと1.3%減でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-0.8%）。これらを受けて、営業総利益は29億ユーロとなり、前年同期比12.0%減少しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-9.8%）。リスク費用は15億500万ユーロで、特に予想損失の事前引当により、前年同期と比べて6億8,600万ユーロ増加しました。以上から、国際金融サービス部門の当上半期の税引前利益は15億9,500万ユーロとなり、前年同期比41.4%減でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-39.3%）。

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-3.4%

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-4.2%

パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンス事業では、健康危機の余波で融資残高が前年同期比で小幅減を記録しましたが（-0.7%¹）、ローン組成が急回復し（特に自動車ローン）、提携企業の販売店も再開しました。ローン組成は4月の底を経て6月に3月の水準へ復調しています。

パーソナル・ファイナンスは、健康危機に対応し、お客様を積極的に支援しています。例えば、今回の危機の勃発以降、アフターセールスや回収に配分するリソースを約50%拡大しています。また、支払猶予を約47万件²認めており、この恩恵を受けた最初の債権の支払復帰は満足のいく水準です。加えて、提携企業のモニタリングも強化しています。

パーソナル・ファイナンスのリスクプロファイルはその商品構成ポートフォリオから恩恵を得ており、近年、このポートフォリオはリスク低減方向に変化しています。この推進により、クレジットカードポートフォリオが占める比率は2016～20年に18%から12%へ低下し、自動車ローンポートフォリオの比率は同期間に20%から38%へ上昇しています。また、地域別のポートフォリオは欧洲大陸に集中しており、米国のエクスポージャーは現在ゼロで、英国は7%に留め、主体は自動車ローンです。

パーソナル・ファイナンスの営業収益は、当四半期は13億200万ユーロとなり、前年同期比9.6%減でした。健康危機の悪影響、特に提携企業の販売店閉鎖が減収につながりました。

営業費用は6億4,100万ユーロで、コスト節減の取り組み継続が奏功し、前年同期比8.6%減でした。

これらを受けて、営業総利益は当四半期に6億6,100万ユーロとなり、前年同期比10.5%の減益でした。

リスク費用は、予想損失の事前引当4,100万ユーロ（融資残高の17bp相当）が加わり、当四半期は4億5,000万ユーロでした。引当金戻入益の計上により低水準だった前年同期に比べ1億6,100万ユーロの増加でした。

以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は当四半期に2億1,000万ユーロとなり、前年同期比53.7%減でした。

2020年度上半期において、パーソナル・ファイナンスの営業収益は27億7,700万ユーロとなり、前年同期比3.1%の減収でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-0.6%）。特に健康危機の影響、とりわけ提携企業の4～5月の販売店閉鎖が響きました。営業費用は、コスト節減の取り組み継続が寄与し、14億2,900万ユーロと前年同期比2.9%減でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-1.0%）。ジョーズ効果は、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと正でした。これらを受け、営業総利益は13億4,800万ユーロ、前年同期比3.3%の減益でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-0.1%）。リスク費用は、特に予想損失の事前引当の影響により前年同期比4億1,400万ユーロ増え、10億3,200万ユーロでした。以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は当上半期に3億2,300万ユーロとなり、前年同期比59.3%減少しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-58.5%）。

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+1.6%

² EBAの2020年6月末時点の基準

欧州・地中海沿岸諸国

欧州・地中海沿岸諸国部門では当四半期に融資・預金残高が前年同期比で増加しました。融資残高は4.5%増え¹、特に法人顧客セグメント（主にトルコ）の増加が顕著でしたが、ポーランドとモロッコでは公衆衛生対策関連で減少しました。預金残高は9.4%増え¹、各国とも増加しました（特にトルコ）。

当四半期の事業活動は、ロックダウン措置の解除に伴って徐々に上向きました。ローン組成は4月の底を経て回復しました（4月から6月の間に141%増）。また、非接触型決済がトルコとポーランドで力強い復調を記録し、カード決済も正常レベルに復帰しました。

欧州・地中海沿岸諸国部門ではデジタルツールの使用促進を継続しており、アクティブなデジタル顧客は2020年6月末時点ですべて350万人に達しました（2019年6月末比+43.5%）。公的機関による支援措置の実施も効率的なデジタルツールの迅速な開発で容易になっており、当部門はポーランドでは要請の100%、トルコでは69%をオンライン化しています。

欧州・地中海沿岸諸国部門の営業収益²は、当四半期に6億900万ユーロとなり、前年同期比で2.4%減少¹しました。低金利環境の影響や一部諸国の手数料上限の存在が収益を抑制しましたが、融資残高の増加や利鞘の拡大で一部相殺されました。特にポーランドが好調でした。

営業費用²は、当四半期は4億1,400万ユーロとなり、特にトルコで高水準の賃金ドリフトが継続したにもかかわらず前年同期比0.8%増¹に留りました。

これらを受けて、営業総利益²は当四半期に1億9,600万ユーロとなり、前年同期比8.5%減¹でした。

リスク費用²は、当四半期は1億4,300万ユーロで、前年同期比46.9%増加しました。大幅増の要因は予想損失の事前引当（4,900万ユーロ）でした。

以上から、トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当四半期に7,900万ユーロとなりました。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いた場合、リスク費用の増大により前年同期比44.0%減、一方、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めた場合、為替の不利な影響により同60.0%減でした。

2020年度上半期において、欧州・地中海沿岸諸国部門の営業収益²は12億7,400万ユーロ、前年同期比0.3%の減収¹でした。融資残高の増加や利鞘の拡大による增收効果は、低金利環境の影響や一部諸国の手数料上限で相殺されました。営業費用²は、高水準の賃金ドリフトの継続（特にトルコ）の結果、9億400万ユーロ、前年同期比3.6%の増加¹でした。リスク費用²は、特に予想損失の事前引当の影響により、2億2,900万ユーロ（前年同期比31.8%増）、顧客向け融資残高の113bp相当でした。

以上から、トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分し、かつ、トルコリラの大幅下落を勘案すると、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当上半期に2億2,300万ユーロとなり、前年同期比28.9%の減益¹でした。

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

² トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキングの100%を含む

バンクウェスト

バンクウェストの事業活動は持ちこたえました。融資残高は前年同期比4.3%増加¹し、特に法人向け貸出が力強く伸び、有担保設備ローンの組成が活発でした。バンクウェストは米国連邦政府の中小企業支援策「ペイチェック・プロテクション・プログラム（PPP）」に積極的に参画しており、2020年6月末時点で18,000件近い融資、総額約30億ドルを実行しています。預金残高は、顧客預金²の大幅な伸び（+20.3%）を受け、19.2%増加¹しました。プライベート・バンキング業務の運用資産残高は2020年6月末時点で155億ドルに達し、2019年6月末比で4.1%増加¹しました。また、オンラインでの口座開設数も増加しました（前年同期比+5.6%）。

営業収益³は、当四半期に6億2,900万ユーロとなり、前年同期比3.2%の増収¹でした。低金利環境の影響と手数料収入の寄与低下は生じたものの、特に融資残高の伸びによる増収効果が上回りました。

営業費用³は、コスト節減策が奏功し、4億3,200万ユーロとなり（前年同期比2.4%減¹）、5.6ポイントの正のジョーズ効果を生み出しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いた場合）。

これらを受けて、営業総利益³は当四半期に1億9,700万ユーロとなり、前年同期比17.8%の増益¹でした。

リスク費用³は1億6,700万ユーロで、前年同期に比べ1億6,500万ユーロの増加、顧客向け融資残高の115bp相当でした。費用増の要因は予想損失の事前引当です（1億2,800万ユーロ、88bp相当）。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）に配分した後、バンクウェストの税引前利益は当四半期に2,200万ユーロとなりました。前年同期比は、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いた場合は85.6%減、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めた場合は85.7%減でした。

2020年度上半期において、バンクウェストの営業収益³は12億4,000万ユーロで、前年同期比3.3%の増収¹でした。低金利環境の影響はあったものの、融資残高の増加、利鞘の拡大、預資金利の見直しによる増収効果が上回りました。営業費用³は、コスト節減策が奏功し、8億9,700万ユーロに留まり（0.4%減¹）、3.9ポイントの正のジョーズ効果を生み出しました。これらを受けて、営業総利益³は3億4,300万ユーロ、前年同期比18.2%の増益でした。リスク費用³は、主に予想損失の事前引当を反映し、前年同期（2,100万ユーロ）から大幅に増え、2億2,900万ユーロ（顧客向け融資残高の81bp相当）でした。以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）に配分した後、バンクウェストの税引前利益は当上半期に1億ユーロとなり、前年同期比60.6%減¹でした。

保険およびウェルス&アセット・マネジメント

保険およびウェルス&アセット・マネジメント部門は高水準の資金純流入を記録しましたが、2019年12月末に比べ、不利な市場動向の影響も被りました。運用資産残高⁴は2020年6月末現在で1兆850億ユーロに上りましたが、2019年12月末比で3.4%減でした。この減少要因は、2020年度第1四半期の金融市场の下落に伴うバリュエーション面の不利な影響（409億ユーロ）と為替面の不利な影響（87億ユーロ）です。資金純流入は108億ユーロで、ウェルス・マネジメント部門では欧州・アジアの大口顧客から高水準の資金純流入があり、アセット・マネジメント部門でも旺盛な資金純流入を記録し、保険部門では運用資産が小幅減少したものユニットリンク保険に高水準の資金流入（+43%）が見られました。

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

² 財務活動に関わる預金を除く

³ 米国プライベート・バンキングの100%を含む

⁴ 分配金を含む

2020年6月末現在、運用資産残高¹の部門別内訳は以下の通りでした：アセット・マネジメントは4,560億ユーロ（Real Estate Investment Managementの290億ユーロを含む）、ウェルス・マネジメントは3,770億ユーロ、保険部門は2,520億ユーロ。

保険部門は順調な事業推進の恩恵を受けました。パートナーシップの締結を引き続き推し進め、当四半期中に10カ国、20以上のパートナーシップの締結に至りました。この間に事業活動は徐々に回復しました。当部門では事業中断リスクをカバーする保険をフランスで取り扱っておらず、フランス以外での取り扱いもごくわずかです。

保険部門の営業収益は、当四半期は8億2,800万ユーロに上り、前年同期比6.2%の増収でした。期中の金融市場の回復に伴って会計上で増収効果が生じましたが、保険の支払請求で一部相殺されました。営業費用は、コスト抑制が寄与し、3億3,900万ユーロ（6.0%減）に留まりました。税引前利益は、当四半期は5億4,800万ユーロで、前年同期比18.9%の増益でした。

ウェルス＆アセット・マネジメント部門は発展計画を継続しました。ウェルス・マネジメント部門は「Best Private Bank, Western Europe」²を授与され、デジタルサービスの提供は「Best Private Bank Digital Customer Experience, Europe」や「Best Private Bank Robo-advisory Services, Global」³として認められました。資金純流入は高水準で、特に欧州・アジアの大口顧客からの資金流入が旺盛でした。アセット・マネジメント部門では、マネー・マーケット・ファンドへの資金流入が欧州を中心に旺盛で（当四半期に30億ユーロ）、また、ダイナミックファンド、テーマ型ファンド、社会的責任ファンドへの力強い資金流入も達成しました（中長期の社会的責任投資ファンドに年初来40億ユーロ）。当部門の社会的責任投資の取り組みは新たな受賞で認められ、例えばアジアの「ESG Asset Management Company of the Year」を2年連続で授与されました。不動産管理部門の事業活動は、建設現場の閉鎖、不動産開発・販売の停止、アドバイザリー業務の途絶により、当四半期は大きく低迷しましたが、ロックダウン措置が四半期後半に解除されると事業は徐々に回復しました。

ウェルス＆アセット・マネジメント部門の営業収益は、当四半期に6億7,800万ユーロとなり、前年同期比14.6%の減収でした。この要因は、ウェルス・マネジメント部門では低金利環境が純利息収入に及ぼした影響、アセット・マネジメント部門では市場のバリュエーションが不利に作用した影響、不動産管理部門では健康危機が事業に及ぼした強い打撃でした。営業費用は、当四半期は合計6億100万ユーロ、前年同期比4.9%減で、不動産管理部門の経費急減に加え、事業変革計画の効果（特にアセット・マネジメント部門）から恩恵を受けました。以上から、国内市場部門、トルコ、ポーランド、および米国からプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を配分された後、ウェルス＆アセット・マネジメント部門の税引前利益は当四半期に1億200万ユーロとなり、前年同期比42.4%の減益でした。

2020年度上半期において、保険部門の営業収益は14億700万ユーロとなり、前年同期比14.9%の減収でした。この要因には金融市場の下落に伴う会計上の影響も含まれています（特定のポートフォリオは2020年6月末時点で時価評価）。この悪影響は反転が可能で、当四半期中に既にかなり低減しています。営業費用は、コスト抑制が奏功し、7億3,200万ユーロ、2.4%の減少でした。以上から、保険部門の税引前利益は当上半期に7億4,400万ユーロとなり、前年同期比24.1%減でした。

ウェルス＆アセット・マネジメント部門の当上半期の営業収益は14億2,200万ユーロ、前年同期比8.9%の減収でした。ウェルス・マネジメント部門では手数料収入の増加が低金利環境の影響により相殺され、アセット・マネジメント部門では市場の影響が全体的に不利に働き、不動産管理部門では健康危機が打撃となりました。営業費用は12億4,300万ユーロ（前年同期比2.3%減）で、事業変革計画の効果（特にアセット・マネジメント部門）に加え、不動産管理部門の経費の大幅減も寄与しました。以上から、国内市場部門、トルコ、ポーランド、および米国からプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を配分された後、ウェルス＆アセット・マネジメント部門の税引前利益は当上半期に2億400万ユーロとなり、前年同期比34.0%の減益でした。

*
* * *

¹ 分配金を含む

² Digital Banker誌からの授与

³ Professional Wealth Management 誌からの授与

ホールセールバンкиング（CIB）部門

CIB部門は、健康危機の状況下、法人・機関投資家のお客様の具体的なニーズに対応し、顧客セグメント全体で事業活動を極めて高水準に維持しました。例えば、お客様のため、グローバルなシンジケートローンと債券・株式市場で当四半期に1,600億ユーロ以上を調達しています¹（前年同期比+91%）。

CIB部門は、シンジケートローン/債券市場/株式市場の円滑な機能発揮への貢献により、経済への資金供給における推進的役割を果たしています。当四半期の初めには、複数の事業活動に取り組んだことにより、危機のピーク時に閉ざされていた発行市場の再開につなげました。流通市場では、企業/ソブリン/個人の借入ニーズと投資家/機関投資家/資産運用会社のニーズの橋渡しにより、流動性の確保を図りました。CIB部門の事業活動の水準や優れた結集能力は危機のピーク時にも経済に役立っており、統合的なビジネスモデルの向上や事業ライン間の連携強化に向けて近年行ってきた戦略的選択の正当性を裏付けています。この一例は、法人顧客の資金ニーズへの対応を目的に2018年終盤に生み出した資金調達のためのキャピタルマーケット・プラットフォームです。また、CIB部門は多数の事業ラインにおけるデジタルプラットフォームの構築により可能になったお客様との相互交流の増加、および、事業効率の向上によって容易になった健康危機下の迅速な組織的適応からも恩恵を受けています。

CIB部門の営業収益は、顧客セグメント全てで事業活動を高水準に持続したことが奏功し、当四半期は41億2,300万ユーロと大幅増収を果たしました（前年同期比+33.1%）。営業収益は3部門全てで増加し、コーポレート・バンキング部門は15.0%増と好調で、グローバル・マーケット部門では63.5%増と力強く伸び、証券管理部門も3.6%の増収²でした。

コーポレート・バンキング部門の営業収益は、当四半期は12億5,800万ユーロと前年同期比15.0%増で、手数料収入はオリジネーション業務への注力が寄与し35%増加しました。営業収益は全地域で増え、中でも堅調だった地域は欧州で、アジアもかなりの好成果を上げました。トランザクションバンキング業務は当四半期は減収でした（前年同期比6%減）。キャッシュマネジメントは底堅かったものの、ロックダウン期間中のトレードファイナンスが落ち込みました。

コーポレート・バンキング部門は法人顧客の支援に向けて3月中旬から精力的・継続的に結集し、お客様との戦略的な対話を強化しています。これにより、EMEA地域のお客様を対象に830億ユーロ超の流動性を提供し、そのうち約50%を引き受け（10%未満³は販売参加）、また、市場で販売を手掛けた新発債は118銘柄で、金額は前年同期比で倍増しています⁴。当部門は、欧州における社債発行で首位に立ち、EMEA地域のシンジケートローンでもトップの座を占めています。また、EMEA地域のエクイティキャピタル市場では5位に位置します⁵（流通市場のアクセリレーテッド・ブックビルディングを除く）。これらを総合すると、EMEA地域の投資銀行業務において首位の欧州プレーヤーです⁶。

融資残高は1,730億ユーロ（前年同期比16.5%増⁷）、預金残高は1,780億ユーロ（26.9%増⁷）でした。

¹ 出所：Dealogic社、2020年6月末時点、ブックランナー、分担額

² 2019年度第2四半期の特定の取引の好影響を除く

³ 出所：内部資料、3月中旬から6月末までの取引総額、EMEA：欧州・中東・アフリカ

⁴ 出所：Dealogic社、2020年6月末時点、欧州の投資適格社債、3月中旬から6月末までの取引、ブックランナー、EMEA：欧州・中東・アフリカ

⁵ 出所：Dealogic社、2020年6月末時点、エクイティキャピタル市場のランキング（金額ベース）

⁶ 出所：Dealogic社、2020年6月末時点、投資銀行のランキング（収益ベース）

⁷ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

グローバル・マーケット部門の当四半期の営業収益は23億400万ユーロで、極めて高水準の顧客取引に伴い、前年同期比63.5%の急増でした。FICC¹業務は目覚ましい伸びを達成しました（前年同期比+153.8%）。株式・プライムサービス業務では、第1四半期終盤の危機的な状況の後、事業活動は緩やかに回復しましたが、営業収益は前年同期比52.8%減でした。市場リスクの尺度であるバリュー・アット・リスク（VaR 保有期間1日、信頼区間99%）は、平均で5,400万ユーロでした。VaRは市場がボラティリティックの最中だった3月下旬の急上昇で到達した7,000万ユーロ超から戻していますが、2019年度の底より上に留まっています。

FICC¹業務の営業収益は、当四半期は20億1,300万ユーロとなり、前年同期（7億9,300万ユーロ）と比べ大幅に増加しました。事業活動が全て力強く伸びたこと（プライマリー/クレジットマーケット業務、金利/為替/エマージング市場業務）に加え、全地域が增收を記録しました。債券市場では、特に健康危機に関連する特定のニーズに伴って高水準の事業活動を達成しました。具体的には、ソブリンや準ソブリンの発行体の案件を当四半期に40以上手掛け（2019年度と比べ、四半期平均の3倍²）、また、社債発行の主幹事を（欧州のキャピタルマーケット・プラットフォームと連携して）世界中の400銘柄以上で務め、投資家に販売しました（2019年度と比べ、四半期平均の2倍²）。手掛けた取引は流通市場でも高水準でした。具体的には、法人顧客向け重要案件（為替やコモディティの多額のヘッジ案件）は60以上に上り、機関投資家顧客のポートフォリオ再配分により力強い資金フローが生じ（社債の流通市場の取引が36%増加）、加えて、電子プラットフォーム上の取引も大幅に増えました（危機中のピークは、商品に応じ、2019年度平均の2~5倍）。

株式・プライムサービス業務の営業収益は、当四半期は2億9,000万ユーロとなり、前年同期比52.8%減でした。当業務の事業活動は、いまだ厳しい市場において、デリバティブで徐々に正常化しました。地域別の事業活動は、米州とアジア太平洋では増加し、欧州では配当抑制勧告の影響の名残りはごく付加的に留まりました。プライムサービス業務では取引は減少しましたが、四半期後半に回復しました。

証券管理部門の営業収益は、当四半期は5億6,100万ユーロで前年同期比5.9%の減収でしたが、特定の取引の影響を除くと3.6%の增收でした。資産の期中平均残高は3月の市場下落に伴って前年同期比3.5%減少しましたが、四半期後半に新規の取引と市場の回復（2020年3月末比+5.5%）が寄与して回復しました。事業活動の水準は上昇し、資産減少の影響は取引増で十二分に相殺されました。当部門は商業的発展を続け、新規マンデートの発表も行いました（ベルギーのAxa、Eurazeo）。

CIB部門の営業費用は、当四半期は22億2,000万ユーロで、前年同期比11.2%増でした。費用増は高水準の事業活動に伴うもので、コスト節減策継続の効果で抑制され、高水準の正のジョーズ効果を生み出しました。

これらを受けて、CIB部門の営業総利益は当四半期に19億400万ユーロに上り、前年同期比72.7%の増益を果たしました。

CIB部門のリスク費用は、当四半期は3億1,900万ユーロでした。このうちコーポレート・バンキング部門が3億6,600万ユーロを占め（予想損失の事前引当が5,200万ユーロ）、グローバル・マーケット部門は4,500万ユーロの引当金戻入益を計上しました。

以上から、CIB部門の税引前利益は当四半期に15億8,700万ユーロとなり、前年同期比50.0%の増益でした。

¹ Fixed Income, Currencies, and Commodities（債券、通貨、コモディティ）

² 出所：Dealogic社、2020年6月末時点；ブックランナー；グローバルなソブリン、国際機関、政府系機関の債券取引、グローバルな投資適格社債取引

2020年度上半期において、CIB部門の営業収益は70億7,600万ユーロ、前年同期比15.9%増でした。危機関連で生じたお客様固有のニーズ（資金調達、金利・為替ヘッジ、リソースの再配分など）への対応により取引が急増し、3部門全てで増収を果たしました。

コーポレート・バンキング部門の営業収益は、当上半期は23億2,800万ユーロ、前年同期比12.9%の増収でした。全地域で順調に伸び、特にEMEA¹地域はお客様の支援に向けて力強く結集したことが奏功し、伸びが高水準でした。グローバル・マーケット部門の営業収益は36億1,000万ユーロ、前年同期比23.1%増でした。FICC²業務の営業収益は34億600万ユーロと大幅増でした。顧客取引の活発さが増収要因となり、例えばプライマリー/クレジット市場における持続的な高水準の取引、金利市場における力強い取引の伸び、為替・エマージング市場における好調な取引の伸びが貢献しました。株式・プライムサービス業務の営業収益は2億300万ユーロへ急減しました（前年同期は11億300万ユーロ）。事業活動は正常化の方向に戻りましたが、市場の急落ショックに加え、欧州当局が2020年度第1四半期に求めた配当抑制³の影響を大きく被りました。証券管理部門の営業収益は11億3,800万ユーロ、前年同期比2.3%増⁴でした。特に取引高の増加や新規マンデートが寄与しました。

CIB部門の営業費用は、当上半期は46億1,200万ユーロとなり、前年同期比3.4%増でした。事業の伸びに伴って増加しましたが、コスト節減策による抑制が奏功し、12.5ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。

これらを受けて、CIB部門の営業総利益は当上半期に24億6,300万ユーロとなり、前年同期比49.5%の増益でした。

CIB部門のリスク費用は6億8,200万ユーロでした。主体は健康危機から予想される影響に伴う費用でした。

以上から、CIB部門の税引前利益は当上半期に17億8,900万ユーロに上り、前年同期比13.8%の増益でした。

*
* * *

¹ EMEA : 欧州・中東・アフリカ

² Fixed Income, Currencies, and Commodities (債券、通貨、コモディティ)

³ 2020年度第1四半期に関する留意事項：-1 億8,400 万ユーロは、欧州当局による2019年配当支払抑制勧告による。この額の中には企業が新たな経済環境下で自由に決定する配当抑制の影響は含まれていない。

⁴ 2019年度上半期比+7.7% (2019年度第2四半期の特定の取引の好影響を除く)

コーポレート・センター

コーポレート・センターの営業収益は、当四半期は-7,800万ユーロ、前年同期は5,300万ユーロでした。当四半期の営業収益がマイナスに陥った主因は、健康危機によって生じたプリンシパル・インベストメントのバリュエーション低下です。

営業費用は、当四半期は3億2,900万ユーロでした。この中には、一時項目として、健康危機関連の寄付およびスタッフ安全対策費用が8,600万ユーロ、事業再編費用¹および事業適応費用²が3,000万ユーロ（前年同期は1億1,400万ユーロ）、IT強化費用が4,500万ユーロ含まれています。計画通り、事業変革費用は2020年度には計上されていません（前年同期は2億2,200万ユーロ）。

リスク費用は、当四半期は3,300万ユーロでした。前年同期は700万ユーロの引当金戻入益が計上されました。

営業外項目は、当四半期は1億200万ユーロの利益となりました（前年同期は8,100万ユーロの利益）。当四半期の営業外項目には、建物売却による譲渡益（+8,300万ユーロ）が反映されています。ちなみに、前年同期の営業外項目には、インドのSBI Life持分2.5%売却による譲渡益および残部持分（5.2%）の連結範囲からの除外による影響（+6億1,200万ユーロ）、バンクウェストののれんの一部減損損失（-5億ユーロ）が含まれていました。

以上から、コーポレート・センターの税引前損益は当四半期に3億2,000万ユーロの損失となりました。これに対し、前年同期は2億7,200万ユーロの損失でした。

2020年度上半期において、コーポレート・センターの営業収益は4,800万ユーロで（前年同期は9,000万ユーロ）、特に健康危機によって生じたプリンシパル・インベストメントのマイナス寄与が反映されています。営業費用は4億4,200万ユーロでした。この中には、一時項目として、健康危機関連の寄付およびスタッフ安全対策費用が8,600万ユーロ、事業再編費用³および事業適応費用²が7,600万ユーロ（前年同期は1億5,100万ユーロ）、IT強化費用が7,900万ユーロ含まれています。計画通り、事業変革費用は2020年度には計上されていません（前年同期は3億9,000万ユーロ）。リスク費用は、予想損失の事前引当の影響を反映し、4,600万ユーロでした（前年同期は純額で300万ユーロの引当金戻入益を計上）。営業外項目は4億8,300万ユーロの利益で（前年同期は7億400万ユーロの利益）、建物売却による譲渡益（+4億6,400万ユーロ）が反映されています。ちなみに、前年同期の営業外項目には、インドのSBI Life持分16.8%売却による譲渡益および残部⁴の連結範囲からの除外による影響（+14億5,000万ユーロ）、のれんの減損損失（-8億1,800万ユーロ）が含まれていました。以上から、コーポレート・センターの税引前利益は、当上半期は7,800万ユーロとなりました（前年同期は800万ユーロ）。

¹ 特に特定の事業（とりわけCIB部門）の中止・再編に関連

² 特にウェルス・マネジメント部門、バンクウェスト、CIB部門に関連

³ 特にRaiffeisen Bank Polskaの統合および特定の事業（とりわけBNP Paribas Suisse）の中止・再編に関わる事業再編費用

⁴ SBI Life株の残りの5.2%持分

財務構造

当グループのバランスシートは極めて盤石です。

普通株式等Tier1比率は2020年6月末現在で12.4%となり、2020年3月末の水準から40bp上昇しました。この上昇の要因は以下の通りです。

- 内部的影響：特に、配当性向50%を考慮後、当四半期純利益を剰余金に計上 (+20 bp)
- 規制変更（自己資本規制の修正「quick fix」）を考慮 (+20 bp)

他の要因が普通株式等Tier 1比率に及ぼした影響は全体として限定的でした。

2020年6月末時点の普通株式等Tier1比率は、欧州中央銀行（ECB）の義務付け比率（2020年6月末現在9.22%¹）を大幅に上回っています。

バランスシートの規模は2020年3月末比で小幅縮小しました (-1.8%)。

レバレッジ比率²は、2020年6月末現在で4.0%でした。

即時利用可能な余剰資金は2020年6月末現在で4,250億ユーロに上りました。これは短期資金調達との関係で1年超の余裕資金があることを意味しています。

*
* * *

¹ カウンターシクリカル・バッファー解除を考慮し、資本要求指令5 (CRD5) 第104a条に従い、第2の柱ガイダンス (P2G) を除いた比率

² 2014年10月10日付けの欧州委員会 (EC) 委任法令に基づき算定された比率

連結損益計算書

(単位：百万ユーロ)	2Q20	2Q19	2Q20 / 2Q19	1Q20	2Q20 / 1Q20	1H20	1H19	1H20 / 1H19
グループ								
営業収益	11,675	11,224	+4.0%	10,888	+7.2%	22,563	22,368	+0.9%
営業費用および減価償却費	-7,338	-7,435	-1.3%	-8,157	-10.0%	-15,495	-15,884	-2.4%
営業総利益	4,337	3,789	+14.5%	2,731	+58.8%	7,068	6,484	+9.0%
リスク費用	-1,447	-621	n.s.	-1,426	+1.5%	-2,873	-1,390	n.s.
営業利益	2,890	3,168	-8.8%	1,305	n.s.	4,195	5,094	-17.6%
持分法適用会社投資損益	130	180	-27.8%	95	+36.8%	225	314	-28.3%
その他の営業外項目	106	29	n.s.	395	-73.2%	501	652	-23.2%
営業外項目	236	209	+12.9%	490	-51.8%	726	966	-24.8%
税引前利益	3,126	3,377	-7.4%	1,795	+74.2%	4,921	6,060	-18.8%
法人税	-746	-795	-6.2%	-411	+81.5%	-1,157	-1,462	-20.9%
少数株主帰属純利益	-81	-114	-28.9%	-102	-20.6%	-183	-212	-13.7%
株主帰属純利益	2,299	2,468	-6.8%	1,282	+79.3%	3,581	4,386	-18.4%
コスト/インカム率	62.9%	66.2%	-3.3 pt	74.9%	-12.0 pt	68.7%	71.0%	-2.3 pt

BNPパリバの2020年度第2四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリースに含まれています。

法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、<http://invest.bnpparibas.com>の「Results（業績）」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典L.451-1-2条およびフランス金融市場庁 (*Autorité des Marchés Financiers*) の一般規則第222-1条以降の規定に従い、BNPパリバが公表しています。

2020年度第2四半期 - コア事業別業績

	国内市場部門 サービス部門	国際金融 サービス部門	ホールセール バンキング部門	事業部門合計	コーポレート・ センター	グループ 合計
(単位：百万ユーロ)						
営業収益	3,602	4,027	4,123	11,753	-78	11,675
対前年同期比	-5.5%	-5.5%	+33.1%	+5.2%	n.s.	+4.0%
対前四半期比	-4.1%	-0.6%	+39.7%	+9.2%	n.s.	+7.2%
営業費用および減価償却費	-2,376	-2,414	-2,220	-7,009	-329	-7,338
対前年同期比	-2.8%	-5.7%	+11.2%	+0.2%	-24.7%	-1.3%
対前四半期比	-17.6%	-12.7%	-7.2%	-12.9%	n.s.	-10.0%
営業総利益	1,226	1,613	1,904	4,743	-406	4,337
対前年同期比	-10.3%	-5.3%	+72.7%	+13.7%	+6.0%	+14.5%
対前四半期比	+40.6%	+25.3%	n.s.	+74.5%	n.s.	+58.8%
リスク費用	-329	-765	-319	-1,414	-33	-1,447
対前年同期比	+54.4%	+96.2%	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
対前四半期比	+5.9%	+3.6%	-12.1%	+0.0%	n.s.	+1.5%
営業利益	897	848	1,585	3,329	-439	2,890
対前年同期比	-22.2%	-35.4%	+47.0%	-6.1%	+16.6%	-8.8%
対前四半期比	+59.9%	+54.7%	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
持分法適用会社投資損益	1	116	-3	113	17	130
その他の営業外項目	1	-3	6	4	102	106
税引前利益	899	960	1,587	3,446	-320	3,126
対前年同期比	-21.8%	-33.4%	+50.0%	-5.6%	+17.8%	-7.4%
対前四半期比	+60.2%	+51.4%	n.s.	n.s.	n.s.	+74.2%

	国内市場部門 サービス部門	国際金融 サービス部門	ホールセール バンキング部門	事業部門合計	コーポレート・ センター	グループ 合計
(単位：百万ユーロ)						
営業収益	3,602	4,027	4,123	11,753	-78	11,675
前年同期	3,810	4,262	3,099	11,171	53	11,224
前四半期	3,757	4,053	2,953	10,762	126	10,888
営業費用および減価償却費	-2,376	-2,414	-2,220	-7,009	-329	-7,338
前年同期	-2,443	-2,559	-1,997	-6,999	-436	-7,435
前四半期	-2,885	-2,766	-2,393	-8,043	-114	-8,157
営業総利益	1,226	1,613	1,904	4,743	-406	4,337
前年同期	1,367	1,703	1,102	4,172	-383	3,789
前四半期	872	1,287	560	2,719	12	2,731
リスク費用	-329	-765	-319	-1,414	-33	-1,447
前年同期	-213	-390	-24	-628	7	-621
前四半期	-311	-739	-363	-1,413	-13	-1,426
営業利益	897	848	1,585	3,329	-439	2,890
前年同期	1,154	1,313	1,078	3,545	-377	3,168
前四半期	561	548	197	1,306	-1	1,305
持分法適用会社投資損益	1	116	-3	113	17	130
前年同期	2	149	5	156	24	180
前四半期	0	75	3	77	18	95
その他の営業外項目	1	-3	6	4	102	106
前年同期	-6	-21	-25	-52	81	29
前四半期	0	12	2	14	381	395
税引前利益	899	960	1,587	3,446	-320	3,126
前年同期	1,149	1,442	1,058	3,649	-272	3,377
前四半期	561	634	202	1,397	398	1,795
法人税						-746
少数株主帰属純利益						-81
株主帰属純利益						2,299

2020年度上半期 – コア事業別業績

	国内市場部門 サービス部門	国際金融 サービス部門	ホールヒール バンキング部門	事業部門合計	コーポレート・ センター	グループ 合計
(単位：百万ユーロ)						
営業収益	7,359	8,080	7,076	22,515	48	22,563
対前年同期比	-3.5%	-5.4%	+15.9%	+1.1%	-46.5%	+0.9%
営業費用および減価償却費	-5,260	-5,180	-4,612	-15,053	-442	-15,495
対前年同期比	-1.5%	-1.3%	+3.4%	+0.0%	-47.1%	-2.4%
営業総利益	2,099	2,900	2,463	7,462	-394	7,068
対前年同期比	-8.2%	-12.0%	+49.5%	+3.2%	-47.2%	+9.0%
リスク費用	-641	-1,505	-682	-2,827	-46	-2,873
対前年同期比	+23.7%	+83.8%	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
営業利益	1,458	1,396	1,781	4,635	-440	4,195
対前年同期比	-17.5%	-43.7%	+11.9%	-20.6%	-40.9%	-17.6%
持分法適用会社投資損益	0	190	0	190	35	225
その他の営業外項目	1	9	7	18	483	501
税引前利益	1,460	1,595	1,789	4,843	78	4,921
対前年同期比	-17.0%	-41.4%	+13.8%	-20.0%	n.s.	-18.8%
法人税						-1,157
少数株主帰属純利益						-183
株主帰属純利益						3,581

連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
グループ						
営業収益	11,675	10,888	11,333	10,896	11,224	11,144
営業費用および減価償却費	-7,338	-8,157	-8,032	-7,421	-7,435	-8,449
営業総利益	4,337	2,731	3,301	3,475	3,789	2,695
リスク費用	-1,447	-1,426	-966	-847	-621	-769
営業利益	2,890	1,305	2,335	2,628	3,168	1,926
持分法適用会社投資損益	130	95	129	143	180	134
その他の営業外項目	106	395	65	34	29	623
税引前利益	3,126	1,795	2,529	2,805	3,377	2,683
法人税	-746	-411	-582	-767	-795	-667
少数株主帰属純利益	-81	-102	-98	-100	-114	-98
株主帰属純利益	2,299	1,282	1,849	1,938	2,468	1,918
コスト/インカム率	62.9%	74.9%	70.9%	68.1%	66.2%	75.8%

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
リテール・バンキング事業およびサービス事業 PEL/CELの影響を除く						
営業収益	7,615	7,823	8,286	8,006	8,045	8,096
営業費用および減価償却費	-4,790	-5,650	-5,274	-5,084	-5,002	-5,586
営業総利益	2,825	2,172	3,012	2,922	3,042	2,510
リスク費用	-1,095	-1,050	-826	-765	-604	-733
営業利益	1,730	1,122	2,187	2,158	2,439	1,777
持分法適用会社投資損益	116	74	111	119	151	108
その他の営業外項目	-2	12	-4	3	-27	1
税引前利益	1,845	1,208	2,294	2,280	2,563	1,886
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	55.8	55.8	54.9	54.7	54.6	54.3
(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
リテール・バンキング事業およびサービス事業						
営業収益	7,630	7,810	8,278	7,997	8,072	8,099
営業費用および減価償却費	-4,790	-5,650	-5,274	-5,084	-5,002	-5,586
営業総利益	2,840	2,159	3,004	2,913	3,070	2,513
リスク費用	-1,095	-1,050	-826	-765	-604	-733
営業利益	1,745	1,109	2,178	2,148	2,467	1,780
持分法適用会社投資損益	116	74	111	119	151	108
その他の営業外項目	-2	12	-4	3	-27	1
税引前利益	1,859	1,195	2,286	2,270	2,591	1,889
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	55.8	55.8	54.9	54.7	54.6	54.3
(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
国内市場部門（フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む）¹						
PEL/CELの影響を除く						
営業収益	3,721	3,913	4,036	3,892	3,925	3,961
営業費用および減価償却費	-2,446	-2,970	-2,635	-2,607	-2,516	-2,983
営業総利益	1,276	943	1,402	1,285	1,408	978
リスク費用	-331	-313	-254	-245	-214	-307
営業利益	944	630	1,147	1,040	1,194	671
持分法適用会社投資損益	1	0	4	1	2	-6
その他の営業外項目	1	1	4	2	-6	1
税引前利益	946	630	1,156	1,043	1,190	666
ウェルス＆アセット・マネジメントに配分される利益	62	56	62	67	68	58
国内市場部門税引前利益	884	574	1,093	975	1,122	608
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	26.1	26.0	25.7	25.7	25.7	25.5
(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
国内市場部門（フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	3,602	3,757	3,887	3,748	3,810	3,816
営業費用および減価償却費	-2,376	-2,885	-2,559	-2,539	-2,443	-2,897
営業総利益	1,226	872	1,328	1,209	1,367	919
リスク費用	-329	-311	-252	-246	-213	-305
営業利益	897	561	1,077	963	1,154	615
持分法適用会社投資損益	1	0	4	1	2	-6
その他の営業外項目	1	0	4	2	-6	1
税引前利益	899	561	1,085	966	1,149	610
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	26.1	26.0	25.7	25.7	25.7	25.5

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
フランス国内リテール・バンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む） ¹						
営業収益	1,423	1,511	1,560	1,558	1,624	1,597
うち受取利息純額	788	810	881	891	916	915
うち手数料	634	702	679	667	708	682
営業費用および減価償却費	-1,074	-1,166	-1,152	-1,163	-1,102	-1,186
営業総利益	349	345	408	396	522	412
リスク費用	-90	-101	-98	-75	-83	-72
営業利益	259	244	310	320	440	340
営業外項目	0	-1	6	0	0	1
税引前利益	259	244	316	320	440	340
ウェルス＆アセット・マネジメントに配分される利益	-33	-35	-32	-40	-37	-34
フランス国内リテール・バンキング税引前利益	226	209	283	281	402	306
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	10.8	10.6	10.1	10.0	9.9	9.8

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
フランス国内リテール・バンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む） ¹ PEL/CELの影響を除く						
営業収益	1,408	1,524	1,569	1,568	1,596	1,595
うち受取利息純額	774	823	889	901	889	912
うち手数料	634	702	679	667	708	682
営業費用および減価償却費	-1,074	-1,166	-1,152	-1,163	-1,102	-1,186
営業総利益	334	358	417	405	495	409
リスク費用	-90	-101	-98	-75	-83	-72
営業利益	244	257	318	330	412	337
営業外項目	0	-1	6	0	0	1
税引前利益	245	257	324	330	412	338
ウェルス＆アセット・マネジメントに配分される利益	-33	-35	-32	-40	-37	-34
フランス国内リテール・バンキング税引前利益	212	222	292	290	374	304
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	10.8	10.6	10.1	10.0	9.9	9.8

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
フランス国内リテール・バンキング事業（フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	1,354	1,437	1,489	1,490	1,549	1,522
営業費用および減価償却費	-1,040	-1,129	-1,116	-1,133	-1,065	-1,147
営業総利益	314	308	373	357	484	376
リスク費用	-88	-99	-96	-77	-81	-70
営業利益	226	209	277	281	402	305
営業外項目	0	-1	6	0	0	1
税引前利益	226	209	283	281	402	306
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	10.8	10.6	10.1	10.0	9.9	9.8

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

2. PEL/CELに係る引当金に関する留意事項：当該引当金は、フランス国内リテール・バンキング事業収益において計上されているが、住宅財形貯蓄制度（Plans Epargne Logement: PEL）および住宅財形貯蓄口座（Comptes Epargne Logement: CEL）から全存続期間にわたり生じるリスクを考慮している

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
PEL-CELの影響	15	-13	-9	-10	28	2

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
BNLバンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む） ¹						
営業収益	649	659	755	663	684	675
営業費用および減価償却費	-422	-465	-450	-446	-433	-470
営業総利益	227	194	305	217	251	205
リスク費用	-122	-120	-109	-109	-107	-165
営業利益	105	74	196	108	144	40
営業外項目	-2	0	-4	0	0	0
税引前利益	104	73	191	108	144	40
ウェルス＆アセット・マネジメントに配分される利益	-9	-10	-10	-10	-11	-10
BNLバンカ・コメルシアーレ税引前利益	95	64	181	98	133	30
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3
(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
BNLバンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	629	637	732	641	663	654
営業費用および減価償却費	-410	-453	-438	-434	-422	-460
営業総利益	218	184	295	207	241	195
リスク費用	-122	-120	-109	-109	-108	-164
営業利益	96	64	186	98	133	30
営業外項目	-2	0	-4	0	0	0
税引前利益	95	64	181	98	133	30
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3
(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
ベルギー国内リテール・バンキング事業（ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む） ¹						
営業収益	835	885	878	853	878	915
営業費用および減価償却費	-499	-830	-560	-541	-535	-844
営業総利益	336	55	318	312	342	71
リスク費用	-80	-54	-5	-20	3	-34
営業利益	256	0	313	292	345	37
持分法適用会社投資損益	4	4	6	5	5	-3
その他の営業外項目	2	1	2	1	-6	0
税引前利益	262	5	321	298	344	35
ウェルス＆アセット・マネジメントに配分される利益	-19	-10	-19	-17	-19	-14
ベルギー国内リテール・バンキング税引前利益	243	-4	302	281	325	21
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.6	5.7	5.8	5.8	5.9	5.8
(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
ベルギー国内リテール・バンキング事業（ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	794	842	836	813	836	868
営業費用および減価償却費	-477	-797	-536	-519	-512	-811
営業総利益	317	45	300	295	323	57
リスク費用	-79	-54	-5	-20	3	-33
営業利益	237	-9	294	275	326	24
持分法適用会社投資損益	4	4	6	5	5	-3
その他の営業外項目	2	1	2	1	-6	0
税引前利益	243	-4	302	281	325	21
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.6	5.7	5.8	5.8	5.9	5.8

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む） ¹						
営業収益	829	845	834	807	767	776
営業費用および減価償却費	-451	-508	-473	-457	-447	-483
営業総利益	378	337	362	351	320	292
リスク費用	-40	-38	-42	-41	-27	-37
営業利益	339	299	320	310	293	256
持分法適用会社投資損益	-3	-4	-2	-4	-4	-3
その他の営業外項目	0	0	0	1	0	0
税引前利益	336	295	318	307	290	253
ウェルス＆アセット・マネジメントに配分される利益	-1	-2	-1	-1	-1	0
その他国内市場部門税引前利益	335	293	318	306	289	253
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.4	4.4	4.5	4.6	4.6	4.5
(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	825	841	830	804	763	772
営業費用および減価償却費	-448	-505	-469	-454	-444	-480
営業総利益	377	335	361	350	319	292
リスク費用	-40	-38	-42	-41	-27	-37
営業利益	337	297	319	309	292	255
持分法適用会社投資損益	-3	-4	-2	-4	-4	-3
その他の営業外項目	0	0	0	1	0	0
税引前利益	335	293	318	306	289	253
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.4	4.4	4.5	4.6	4.6	4.5

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
国際金融サービス部門						
営業収益	4,027	4,053	4,391	4,248	4,262	4,282
営業費用および減価償却費.	-2,414	-2,766	-2,715	-2,545	-2,559	-2,688
営業総利益	1,613	1,287	1,675	1,704	1,703	1,594
リスク費用	-765	-739	-574	-518	-390	-428
営業利益	848	548	1,101	1,186	1,313	1,165
持分法適用会社投資損益	116	75	107	118	149	113
その他の営業外項目	-3	12	-8	1	-21	0
税引前利益	960	634	1,201	1,305	1,442	1,279
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	29.8	29.8	29.2	29.1	28.9	28.8
 (単位：百万ユーロ)	 2Q20	 1Q20	 4Q19	 3Q19	 2Q19	 1Q19
パーソナル・ファイナンス						
営業収益	1,302	1,475	1,485	1,444	1,440	1,427
営業費用および減価償却費.	-641	-787	-721	-664	-702	-770
営業総利益	661	688	764	781	738	656
リスク費用	-450	-582	-370	-366	-289	-329
営業利益	211	105	394	415	449	327
持分法適用会社投資損益	-5	8	-9	19	17	13
その他の営業外項目	4	0	-11	0	-13	0
税引前利益	210	113	374	434	454	340
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.1	8.1	7.9	8.0	7.9	7.8
 (単位：百万ユーロ)	 2Q20	 1Q20	 4Q19	 3Q19	 2Q19	 1Q19
欧州・地中海沿岸諸国部門（トルコ国内プライベート・バンキングの100%を含む）¹						
営業収益	609	665	702	657	674	665
営業費用および減価償却費.	-414	-490	-459	-439	-445	-456
営業総利益	196	175	243	218	230	210
リスク費用	-143	-86	-113	-112	-97	-77
営業利益	53	89	129	107	132	133
持分法適用会社投資損益	53	55	61	44	66	53
その他の営業外項目	-25	3	8	-1	0	0
税引前利益	80	147	198	150	198	186
ウェルス＆アセット・マネジメントに配分される利益	-1	-3	-1	-1	-1	-1
欧州・地中海沿岸諸国部門税引前利益	79	144	197	150	197	185
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3
 (単位：百万ユーロ)	 2Q20	 1Q20	 4Q19	 3Q19	 2Q19	 1Q19
欧州・地中海沿岸諸国部門（トルコ国内プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	606	660	699	655	672	663
営業費用および減価償却費	-411	-488	-458	-438	-444	-455
営業総利益	194	172	241	217	228	209
リスク費用	-143	-86	-113	-111	-97	-77
営業利益	51	86	128	106	131	132
持分法適用会社投資損益	53	55	61	44	66	53
その他の営業外項目	-25	3	8	-1	0	0
税引前利益	79	144	197	150	197	185
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの100%を含む） ¹						
営業収益	629	611	611	601	593	569
営業費用および減価償却費	-432	-465	-406	-433	-431	-442
営業総利益	197	146	205	168	162	127
リスク費用	-167	-62	-84	-43	-2	-18
営業利益	30	83	121	125	160	109
持分法適用会社投資損益	0	0	0	0	0	0
その他の営業外項目	-3	0	-5	1	1	0
税引前利益	27	83	116	126	161	109
ウェルス＆アセット・マネジメントに配分される利益	-5	-5	-6	-7	-7	-8
NRBI	22	78	110	119	153	101
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.7	5.7	5.4	5.4	5.3	5.3
(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの2/3を含む）						
営業収益	614	596	595	585	576	553
営業費用および減価償却費	-422	-455	-396	-423	-421	-433
営業総利益	192	141	199	161	155	119
リスク費用	-167	-62	-84	-43	-2	-18
営業利益	25	78	115	118	152	101
営業外項目	-3	0	-5	1	1	0
税引前利益	22	78	110	119	153	101
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.7	5.7	5.4	5.4	5.3	5.3
(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
保険部門						
営業収益	828	579	654	761	779	874
営業費用および減価償却費	-339	-393	-380	-370	-360	-389
営業総利益	489	186	274	390	419	484
リスク費用	-2	1	-1	-2	1	-2
営業利益	487	187	273	389	420	482
持分法適用会社投資損益	39	1	30	43	57	37
その他の営業外項目	21	9	0	0	-16	0
税引前利益	548	197	304	432	461	520
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.5	8.6	8.4	8.4	8.3	8.4
(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
ウェルス＆アセット・マネジメント部門						
営業収益	678	743	957	803	795	766
営業費用および減価償却費	-601	-642	-760	-649	-632	-641
営業総利益	77	101	197	154	163	125
リスク費用	-4	-9	-6	4	-2	-2
営業利益	74	92	191	157	161	123
持分法適用会社投資損益	28	11	25	12	10	10
その他の営業外項目	0	0	-1	0	7	0
税引前利益	102	102	216	170	177	132
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0

1. プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
ホールセール・バンキング部門						
営業収益	4,123	2,953	3,101	2,873	3,099	3,008
営業費用および減価償却費	-2,220	-2,393	-2,229	-1,974	-1,997	-2,463
営業総利益	1,904	560	871	898	1,102	545
リスク費用	-319	-363	-80	-81	-24	-32
営業利益	1,585	197	791	817	1,078	513
持分法適用会社投資損益	-3	3	4	5	5	2
その他の営業外項目	6	2	6	11	-25	-2
税引前利益	1,587	202	801	834	1,058	514
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	24.3	22.3	21.7	21.6	21.3	20.7
（単位：百万ユーロ）	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
コーポレート・バンキング部門						
営業収益	1,258	1,070	1,210	1,039	1,094	969
営業費用および減価償却費	-632	-748	-668	-600	-607	-724
営業総利益	627	321	541	440	487	245
リスク費用	-366	-201	-80	-88	-21	-35
営業利益	261	121	461	352	467	210
営業外項目	-2	3	3	4	3	3
税引前利益	259	124	464	356	470	213
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	13.6	13.0	12.5	12.5	12.4	12.2
（単位：百万ユーロ）	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
グローバル・マーケット部門						
営業収益	2,304	1,306	1,340	1,299	1,409	1,523
うち FICC	2,013	1,392	820	915	793	1,035
うち株式およびプライムサービス	290	-87	520	384	615	488
営業費用および減価償却費	-1,137	-1,162	-1,117	-926	-913	-1,276
営業総利益	1,167	143	223	373	496	248
リスク費用	45	-161	0	4	-6	3
営業利益	1,212	-17	222	377	491	251
持分法適用会社投資損益	-2	1	0	1	1	0
その他の営業外項目	3	0	6	9	-25	1
税引前利益	1,214	-17	229	387	467	252
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	9.8	8.4	8.3	8.1	8.0	7.7
（単位：百万ユーロ）	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
証券管理部門						
営業収益	561	577	551	535	596	516
営業費用および減価償却費	-451	-482	-444	-449	-477	-463
営業総利益	109	95	107	86	119	53
リスク費用	2	-2	0	2	2	-1
営業利益	111	93	108	88	121	52
営業外項目	3	2	0	2	0	-3
税引前利益	114	95	108	91	121	50
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8

(単位：百万ユーロ)	2Q20	1Q20	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
コーポレート・センター						
営業収益	-78	126	-45	27	53	37
営業費用および減価償却費	-329	-114	-529	-363	-436	-400
うち事業改編、再編および適応費用	-75	-79	-420	-256	-335	-206
営業総利益	-406	12	-574	-336	-383	-363
リスク費用	-33	-13	-60	-1	7	-4
営業利益	-439	-1	-634	-337	-377	-367
持分法適用会社投資損益	17	18	14	19	24	24
その他の営業外項目	102	381	62	20	81	623
税引前利益	-320	398	-558	-299	-272	280

代替的業績指標（Alternative Performance Measures: APM）

フランス金融市場庁（AMF）の一般規則第223-1条に基づく開示

代替的業績指標	定義	使用理由
事業部門損益計算書（P/L） (各事業部門の営業収益、営業費用、営業総利益、営業利益、税引前利益の合計)	国内市場部門、国際金融サービス部門、ホールセール・バンキング事業の損益計算書の合計 (なお、国内市場部門の損益には、フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む) BNPパリバ・グループ損益計算書 =事業部門 + コーポレート・センターの損益計算書の合計 グループ全体の損益計算書との関係は「コア事業別業績」の表で開示	BNPパリバ・グループの本業の業績を示す指標
PEL/CELの影響を除く損益計算書の合計 (各事業部門の営業収益、営業総利益、営業利益、税引前利益の合計)	PEL/CELの影響を除く損益計算書の合計 グループの調整後の損益計算書の合計は「四半期業績の推移」の表で開示	PEL/CEL口座の全存続期間にわたり発生するリスクに対する引当金変動を除く、当期の損益計算書の合計を表す指標
プライベート・バンキングの100%を含むリテール・バンキング事業の損益計算書の合計	プライベート・バンキング全体の損益を含む リテール・バンキング事業の損益計算書の合計 グループの調整後の損益計算書の合計は「四半期業績の推移」の表で開示	リテール・バンキング事業の業績を示す指標であり、プライベート・バンキングの業績の全部を含む(プライベート・バンキングは、リテール・バンキング(2/3)とウェルス・マネジメント(1/3)の共同責任のもとに置かれるが、その割合にもとづきウェルス・マネジメントに損益を配分する前の数値)
営業費用の変化（IFRIC 21を除外外）	IFRIC 21に基づく税金・拠出金を除いた上で、営業費用の変化を算定	IFRIC 21に基づく税金・拠出金は上半期に通年分のほぼ全額が計上される。上半期の営業費用からIFRIC 21を除外し、他の期間との比較の際の混乱を避け、営業費用の変化をとらえる指標。
コスト/インカム率	営業費用を営業収益で除した比率	銀行業務における業務の効率性を表す指標
リスク費用÷期首顧客向け融資残高 (単位：bp)	リスク費用（単位：百万ユーロ）を期首の顧客向け融資残高で除したもの 詳細な算定方法については、決算資料に添付された「融資残高に関するリスク費用」で開示	事業別の貸出金残高総額におけるリスクレベルの指標
不良債権カバー率	金融資産（ステージ3）の引当金と当該資産（ステージ3）の減損後残高との関係を表す指標。 対象となる資産は、バランスシート上およびオフバランスシートの債権を含み、受け取った担保と相殺する。顧客向けおよび金融機関向け債権には、償却原価で測定される負債および資本を通じて公正価値で測定する有価証券を含む（保険事業を除く）	不良債権に対する引当の状況を表す指標
一時項目を除く株主帰属純利益	一時項目を除いて算定された株主帰属純利益 一時項目の詳細については、決算資料に添付された「主な一時項目」で開示	多額の非経常的項目あるいは本業の業績を反映しない項目を除外した、BNPパリバ・グループの純利益を表す指標。除外される項目の主なものに、事業再編、事業適応、IT強化および事業変革費用がある。

代替的業績指標	定義	使用理由
自己資本利益率 (ROE)	ROEの詳細な算定方法については、決算資料に添付された「株主資本利益率」で開示	BNPパリバ・グループの自己資本の収益力を表す指標
有形自己資本利益率 (ROTE)	ROTEの詳細な算定方法については、決算資料に添付された「株主資本利益率」で開示	BNPパリバ・グループの有形自己資本の収益力を表す指標

比較分析 – 連結範囲の変更および為替レート変動による影響の排除

連結範囲の変更による影響を排除するための方法は、買収、売却など、取引の形態に依る。その計算の根本的な目的は、期間比較可能性を確保することにある。

- 企業を買収または新設した場合、当該企業の業績は、同企業が過年度に未だ買収あるいは設立されていなかった期間に対応する分について、連結範囲の変更による影響を除く当会計年度の期間から排除する。
- 事業売却の場合、当該事業体の業績は、売却以降の期間に対応する過年度の四半期について対称的に排除する。
- 連結の会計処理方法を変更した場合、同一条件の下に調整した四半期業績に対して、2会計年度（当期および前期）の間で存在した最も低い持分比率を適用する。.

為替レート変動による影響を除いた比較分析においては、前年度の四半期（比較対象となる四半期）業績を、当四半期（分析対象となる四半期）の為替レートで修正再表示する。これらの計算は全て、会社の報告通貨を基準に行う。

注：

営業費用：従業員給与および従業員給付制度に関わる費用、その他経費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、および不動産・機械設備を含む固定資産の減損などの総額を指す。本資料全体にわたり、「営業費用」および「費用」は特に区別することなく使われている。

事業部門：以下の3部門から成る：

- 国内市場部門：フランス国内リテール・バンキング (FRB) 、BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc) 、ベルギー国内リテール・バンキング (BRB) 、その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Nickel、ルクセンブルク国内リテール・バンキング (LRB) を含む）
- 国際金融サービス部門 (IFS)：欧州・地中海沿岸諸国部門、バンクウェスト、パーソナル・ファイナンス、保険部門、ウェルス&アセット・マネジメント (WAM) を含む。WAM には、アセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント、および不動産管理部門が含まれる
- ホールセールバンキング事業 (CIB)：コーポレート・バンキング部門、グローバル・マーケット部門、証券管理部門を含む

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、フランス通貨金融法典第5款第1章 (Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er) により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業およびサービス事業

リテール・バンキング事業およびサービス事業は、フランス国内外におけるリテール・バンキング・ネットワークおよび専門的な金融サービスを含んでいる。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門に分類される。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス (FRB) 、イタリア (BNL バンカ・コメルシアーレ) 、ベルギー (ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティスのブランドで運営しているベルギー国内リテール・バンキング) およびルクセンブルク (BGL ビー・エヌ・ピー・パリバのブランドで運営している LRB) からなるユーロ圏のビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに専門事業部門 (アルバル (法人および個人向けのモビリティリースおよび車両リース) 、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション (専門的な設備のリーシング・ソリューションおよび資金調達ソリューション) 、ビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスター (オンライン貯蓄および仲介業) およびニケル (代替的な銀行取引サービス)) を含んでいる。

キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびファクタリング部門は、ホールセールバンキング部門のコーポレート・バンキングと協働して、「企業にとって唯一の銀行」という取組により法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。

また、ウェルス・マネジメントは、国内市場におけるプライベート・バンキングのビジネス・モデルを総合的に展開している。

部門横断型のチームである「Partners in Action for Customer Experience (PACE)」の目的は、より良い顧客経験価値を提供し、国内市場に新たなビジネス・モデルを提案するためにリテール事業を支援することにある。

ハロー・バンク！は、フランス、ベルギー、イタリア、ドイツおよびオーストリアにおけるビー・エヌ・ピー・パリバ・グループのネット銀行であり、スマートフォンおよびタブレットで利用できるよう設計されている。ニケルによって、ビー・エヌ・ピー・パリバのシステムは、フランスにおける新たな銀行業務に対応し、スペインで展開される。

現在、ビー・エヌ・ピー・パリバは多様な顧客基盤 (個人、プロ投資家、小規模企業、法人) の需要に適応した一連のソリューションを提供している。

国際金融サービス事業

国際金融サービス事業は、以下の事業により構成され、個人、法人および機関投資家といった幅広い顧客にサービスを提供している。

- ・海外リテール・バンキング事業：ユーロ圏外のリテール・バンキング業務を取り扱い、当該国において、個人、中小企業、専門家および法人にサービスを提供するため、ビー・エヌ・ピー・パリバの総合的なビジネス・モデルを展開している。
- ・パーソナル・ファイナンス：セテレム、コフィノガまたはフィンドメスティック等の有名ブランドを通じ、個人を対象とした融資のソリューションを提供している。
- ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ：人、プロジェクトおよび資産に保険をかけるための貯蓄および保障のソリューションを提供している。
- ・ウェルス&アセット・マネジメントにおける以下の3つの主要な専門事業
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセット・マネジメント
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

国際金融サービス事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって重要な発展地域であるアジア太平洋地域および南北アメリカにおいて確固たる地位を築いており、当該地域においてビー・エヌ・ピー・パリバの商品およびサービスを顧客に提供している。

ホールセールバンキング事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、資本市場業務、証券管理業務、資金調達業務、キャッシュ・マネジメント業務および財務アドバイザリー業務において、2種類の顧客、すなわち法人および機関投資家（銀行、保険会社、資産運用会社等）に対し、オーダーメイドのソリューションを提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、法人顧客および機関投資家の間の架け橋として、法人顧客の資金調達ニーズを、投資機会を求める機関投資家へとつなぐことを目指している。

ホールセールバンキング事業の合理化されかつ効率的な体制は、ビー・エヌ・ピー・パリバの法人顧客および機関投資家のニーズに応えるために設計されたものである。そのため、ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要事業を中心に構成されている。

- ・コーポレート・バンキング（各地域毎に独自の組織を有する。）
- ・グローバル・マーケット（すべての資本市場業務を統括する。）
- ・証券管理事業

ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要地域に区分されている。

- ・欧州・中東・アフリカ
- ・南北アメリカ
- ・アジア太平洋

2. 主要な経営指標等の推移

(1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
営業収益	44,597	42,516	43,161	43,411	42,938

(単位：百万ユーロ)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
営業総利益	13,260	11,933	13,217	14,033	13,684

(単位：百万ユーロ)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	8,173	7,526	7,759	7,702	6,694

(単位：%)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
株主資本利益率(注1)	8.5	8.2	8.9	9.3	8.3

(単位：十億ユーロ)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
時価総額 (12月31日現在)	66.0	49.3	77.7	75.5	65.1

出典：ブルームバーグ

(注1) 株主資本利益率は、親会社株主帰属純利益（ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行され、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整および償還された永久最劣後債の外国為替の影響に関する調整が行われる。）を、関連期間の1月1日および12月31日の再評価前の平均永久株主資本（株式、永久最劣後債、永久最劣後債の債権者に支払われる税金控除後の純報酬額および配当予定額に直接認識される資産および負債の変動を調整した株主資本）で除して算出される。

(単位：ユーロ)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
1株当たり純利益 (注1)	6.21	5.73	6.05	6.00	5.14
1株当たり純資産 (注2)	79.0	74.7(注6)	75.1	73.90	70.95
1株当たり配当金純額	n.a(注3)	3.02	3.02	2.70	2.31
配当率(%) (注4)	n.a(注3)	52.72	50.0	45.0	45.0
株価					
最高値(注5)	53.81	68.66	68.89	62.00	60.68
最低値(注5)	38.14	38.18	54.68	35.27	44.94
年度末	52.83	39.48	62.25	60.55	52.23
CAC 40インデックス (12月31日現在)	5,978.06	4,730.69	5,312.56	4,862.31	4,637.06

(注1) 事業年度中発行済平均株式数に基づく。

(注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく再評価を行った純資産。

(注3) これまで経験したことのない事態の中で、またCOVID-19のパンデミック時における配当支払に関して2020年3月27日付で欧州中央銀行が公表した勧告を考慮し、ビー・エヌ・ピー・パリバは、2020年4月2日に開催した取締役会において、当初予定されていた2019年度に係る配当支払を行わず、その全額を準備金に計上することを株主総会に上程することを決定した。

(注4) 株主帰属当期純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金の分配。

(注5) 取引中に記録された数値を示している。

(注6) 2018年1月1日現在の株主資本における新たなIFRS第9号会計基準の初年度適用の影響はマイナス2.5十億ユーロ、すなわち1株当たり2ユーロであった。

2020年第1四半期の業績等

(単位：百万ユーロ)

	2020年度 第1四半期
ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ	
営業収益	10,888
営業費用および減価償却費	-8,157
営業総利益	2,731
リスク費用	-1,426
営業利益	1,305
持分法適用会社投資損益	95
その他の営業外項目	395
営業外項目	490
税引前当期純利益	1,795
法人税	-411
少数株主帰属純利益	-102
株主帰属純利益	1,282
コスト／インカム率	74.9%

(2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
<u>年度末の財政状態</u>					
a) 資本金（ユーロ）	2,499,597,122	2,499,597,122	2,497,718,772	2,494,005,306	2,492,770,306
b) 発行済株式数	1,249,798,561	1,249,798,561	1,248,859,386	1,247,002,653	1,246,385,153
c) 発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績（百万ユーロ）</u>					
a) 収益合計（付加価値税を除く。）	40,100	33,333	27,707	32,458	28,160
b) 税金、減価償却費および減損控除前利益	7,611	4,631	3,003	10,153	7,323
c) 法人税費用	(325)	557	345	(278)	(74)
d) 税金、減価償却費および減損控除後利益	7,490	5,027	3,157	9,266	6,232
e) 総配当支払額(注1)	n. a	3,774	3,772	3,367	2,879
<u>1株当たり利益（ユーロ）</u>					
a) 税引後利益（減価償却費および減損控除前）	5.83	4.15	2.68	7.92	5.82
b) 税金、減価償却費および減損控除後利益	5.99	4.02	2.53	7.43	5.00
c) 1株当たり配当金(注1)	n. a	3.02	3.02	2.70	2.31
<u>人件費</u>					
a) 年度末被雇用者数	53,880	54,299	53,078	51,498	49,751
b) 給与合計（百万ユーロ）	4,797	4,208	4,441	4,263	4,288
c) 従業員給付に関する拠出額（社会保障、従業員の福利厚生等）（百万ユーロ）	1,535	1,604	1,577	1,599	1,404

(注1) 2019年については、これまで経験したことのない事態の中で、またCOVID-19のパンデミック時における配当支払に関して2020年3月27日付で欧州中央銀行が公表した勧告を考慮し、ビー・エヌ・ピー・パリバは、2020年4月2日に開催した取締役会において、当初予定されていた2019年度に係る配当支払を行わず、その全額を準備金に計上することを株主総会に上程することを決定した。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることになりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](#)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付け情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものではありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されています。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関する格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、令和元年 10 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上

店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への 投資に際しての確認書

本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。
(『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照)
2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
4. 本商品を中途売却する場合の売却額（試算額）の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
6. 本取引により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。
7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、**本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないことを、**ご確認の上、ご理解いただいていること。
8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、**元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないことを**、ご確認の上、ご理解いただいていること。
9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていただいていること。